

平成 17 年度 静岡県地域防災計画新旧対照表

一般対策編	1 ページ - 23 ページ
地震対策編	24 ページ - 62 ページ
原子力対策編	63 ページ - 66 ページ

平成 17 年 4 月

ページ	現 行	修 正 案
1	<p><u>第1章 総論</u></p> <p>第2節 計画の構成</p> <p>1 一般対策編 風水害、大火災、大爆発、大事故及び伊豆東部火山群の火山等による災害対策について定める。</p>	<p><u>第1章 総論</u></p> <p>第2節 計画の構成</p> <p>1 一般対策編 風水害、大火災、大爆発、大事故並びに伊豆東部火山群及び富士山の火山活動等による災害対策について定める。</p>
1	<p>第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>(4) 厚生労働省東海北陸厚生局</p> <p>ア <u>所管する国立病院及び診療所からなる救護班の編成及び応援要請に基づく現地派遣に関すること。</u></p> <p>イ <u>所管する国立病院及び診療所の被災病者の受入れ、治療に関すること。</u></p> <p>2 (9) 経済産業省関東経済産業局</p> <p>ウ <u>火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保全に関すること。</u></p> <p>エ 略</p> <p>(10) 経済産業省中部経済産業局</p> <p>電気、ガスの保全に関すること。</p> <p>(11) 関東東北鉱山保安監督部関東支部</p> <p>ア <u>鉱山に関する災害の防止に関すること。</u></p> <p>イ 鉱山における災害時の応急対策に関すること。 (追加)</p> <p>(12)～(15) 略</p> <p>3 (16) <u>第三管区海上保安本部</u> 略</p> <p>(17) <u>東京管区气象台(静岡地方气象台)</u> 略</p> <p>3 2 指定公共機関 (追加)</p>	<p>第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>(4) 厚生労働省東海北陸厚生局</p> <p>ア <u>災害状況の情報収集、連絡調整</u></p> <p>イ <u>関係職員の派遣</u></p> <p>ウ <u>関係機関との連絡調整</u></p> <p>(9) 経済産業省関東経済産業局 (削除)</p> <p>ウ 略</p> <p>(10) 経済産業省中部経済産業局</p> <p>電気、ガスの復旧に関すること。</p> <p>(11) 関東東北産業保安監督部</p> <p>ア <u>火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保安の確保に関すること。</u></p> <p>イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。</p> <p>(12) <u>中部近畿産業保安監督部</u> <u>電気、ガスの保安に関すること。</u></p> <p>(13)～(16) 略</p> <p>(17) <u>東京管区气象台(静岡地方气象台)</u> 略</p> <p>(18) <u>第三管区海上保安本部</u> 略</p> <p>2 指定公共機関</p> <p>(1) <u>独立行政法人国立病院機構</u></p> <p>ア <u>所管する病院において、医療救護班の派遣による医療救護を準備又は実施させること。</u></p>

ページ	現 行	修 正 案
<p>3</p> <p>4</p>	<p>(1) 日本郵政公社東海支社 略</p> <p>(2) 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 略</p> <p>(3) 日本銀行 略</p> <p>(4) 日本赤十字社 略</p> <p>(5) 日本放送協会 略</p> <p>(6) 日本道路公団 略</p> <p>(7) 独立行政法人水資源機構 略</p> <p>(8) 電源開発株式会社 略</p> <p>(9) 東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社 略</p> <p>(10) 日本通運株式会社 略</p> <p>(11) 東京電力株式会社、中部電力株式会社 略</p> <p>(12) KDD I 株式会社 略</p>	<p>イ <u>所管する病院において、可能な範囲で患者を受け入れ、治療にあたらせること。</u></p> <p>ウ <u>ア、イの活動について、必要と認める場合、東海北陸ブロック事務所に医療救護班の活動支援にあたらせること。</u></p> <p>(2) 独立行政法人水資源機構 略</p> <p>(3) 日本郵政公社東海支社 略</p> <p>(4) 日本銀行 略</p> <p>(5) 日本赤十字社 略</p> <p>(6) 日本放送協会 略</p> <p>(7) 日本道路公団 略</p> <p>(8) 東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社 略</p> <p>(9) 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 略</p> <p>(10) 日本通運株式会社 略</p> <p>(11) 東京電力株式会社、中部電力株式会社 略</p> <p>(12) 電源開発株式会社 略</p> <p>(13) KDD I 株式会社 略</p>
<p>9</p> <p>10</p>	<p>第6節 予想される災害と地域</p> <p>1 風水害</p> <p>(1) 狩野川流域(一級河川)</p> <p>狩野川放水路の開通、<u>中流部の改修により、</u>流下能力は増大しているが、流域内の降雨量によっては、依然水害発生危険性があり、また、<u>中・下流部の低地帯の排水不良を起こすおそれがある。</u></p> <p>(3) 巴川流域(二級河川)</p> <p>巴川は、<u>その地形的特徴から排水不良であるとともに、近年、流域の都市化の進展に伴う洪水流出量の増大により、浸水被害が頻繁に発生している。このため、昭和53年より総合治水対策事業を導入し、流域全体で対策を進め、治水安全度の向上を図っているが、未だに十分とは言えない。</u></p>	<p>第6節 予想される災害と地域</p> <p>1 風水害</p> <p>(1) 狩野川流域(一級河川)</p> <p>狩野川放水路の開通<u>や中流部の改修により</u>流下能力は増大しているが、流域内の降雨量によっては、依然水害発生危険性がある。<u>中流部の低平地では、内水氾濫による浸水被害が平成10年、14年、16年に発生している。また、狩野川や黄瀬川の下流部で堤防の高さや幅が不足する地区では、破堤による氾濫のおそれがある。</u></p> <p>(3) 巴川流域(二級河川)</p> <p>巴川は、<u>河道の主要区間が低平地である</u>地形的特徴から排水不良であるとともに、近年、流域の都市化の進展に伴う洪水流出量の増大により、浸水被害が頻繁に発生している。このため、昭和53年より総合治水対策事業を導入し、<u>流域一体で治水安全度の向上を図り、平成16年度に時間雨量58mmに対応する整備が完了し</u></p>

ページ	現 行	修 正 案
10	<p>(4) 安倍川流域(一級河川) 安倍川は県下でも有数の急流河川であり、しかもほぼ直線的に駿河湾に注いでいる。また、流域の地質は脆弱で大谷崩れを始め、多数の崩壊地からの供給土砂の流出は著しく、河床の不安定な河川である。従って河岸の決壊等の災害もしばしば発生している。 (追加)</p> <p>(5) 瀬戸川流域(二級河川) 近年、流域の都市化の進展が著しく、流域の治水安全度が急激に低下していたが、<u>激甚災害対策特別緊急事業等により、本流瀬戸川、支流朝比奈川等では河川改修が進んでおり、治水安全度の向上が図られつつある。また、地形的に低く、内水被害が頻発する下流部の石脇川流域では、床上浸水対策特別緊急事業により瀬戸川への放水路を整備し、一定の安全性が確保された。</u></p> <p>(6) 大井川流域(一級河川) 大井川流域は本邦屈指の多雨地帯であり、しかも地質は脆弱であるため<u>これらの気象、地質条件により荒廃河川を形成している。従って各所の崖崩れ、道路決壊等の災害がしばしば発生している。</u> (追加)</p> <p>(7) 菊川流域(一級河川) 菊川は直轄改修事業により下流から整備されているが、<u>排水不良を起こすおそれがある上流部は未改修の区間もあり、依然水害発生危険性がある。</u></p> <p>(8) 太田川流域(二級河川) 太田川は、下流部の低平地で緩勾配の築堤河川となっており、過去幾多の氾濫、内水による浸水を繰り返してきた。 このため、昭和 27 年度より着手した中小河川改修事業を中心に、激甚災害対策特別緊急事業や、災害関連事業等の導入を図り、改修を実施するとともに、太田川ダムの建設等、治水安全度の向</p>	<p>たが、氾濫した場合の被害の大きさに比して安全度は未だに十分とは言えない。</p> <p>(4) 安倍川流域(一級河川) 安倍川は県下でも有数の急流河川であり、しかもほぼ直線的に駿河湾に注いでいる。また、流域の地質は脆弱で大谷崩れを始め、多数の崩壊地からの供給土砂の流出は著しく、河床の不安定な河川である。従って河岸の決壊等の災害もしばしば発生している。<u>近年は下流部の河床が上昇し、対策として堤防の強化が進められている。また、河口部で合流する支川の丸子川沿川では、下川原地区など低平地で内水氾濫による被害が発生している。</u></p> <p>(5) 瀬戸川流域(二級河川) 近年、流域の都市化の進展が著しく、流域の治水安全度が急激に低下していたが、<u>瀬戸川及び支川朝比奈川等では河川改修が進んでおり、治水安全度の向上が図られつつある。また、低平地を流れ内水被害が頻発する下流部の石脇川流域では、瀬戸川への放水路が整備されて安全性が向上したが、窪地内水等による浸水被害が発生している。</u></p> <p>(6) 大井川流域(一級河川) 大井川流域は本邦屈指の多雨地帯であり、しかも地質は脆弱であるため、各所で崖崩れや道路決壊等の災害がしばしば発生している。<u>大井川は長島ダムの完成などによって治水安全度は向上したが、河床の土砂移動などによって中流部では局所的な水害が発生する恐れがある。</u></p> <p>(7) 菊川流域(一級河川) 菊川は中・下流部に低平地が広がり、菊川の水位上昇時には内水氾濫による浸水被害が発生するおそれがある。<u>また、支川の西方川は中流部において流下断面不足で溢水による浸水被害が発生するおそれがある。</u></p> <p>(8) 太田川流域(二級河川) 太田川は、下流部の低平地で緩勾配の築堤河川となっており、過去幾多の氾濫、内水による浸水を繰り返してきた。 このため、昭和 27 年度より着手した中小河川改修事業を中心に、激甚災害対策特別緊急事業や、災害関連事業等の導入を図り、改修を実施するとともに、太田川ダムの建設を進めるなど、治水</p>

ページ	現 行	修 正 案
1 0	<p>上を図っているが、未だに十分とは言えない。 (追加)</p> <p>(9) 天竜川流域(一級河川) 天竜川は県下の最大河川であるが、下流部は築堤、護岸が既成しており、一応洪水の危険は少ない。 しかし、上流部及び各支川は堤防高不足等のため相当の降雨量により溢水、低地の浸水が考えられ注意を要する。</p> <p>(10) 都田川流域(二級河川) 都田川は浜名湖を含む県下最大の二級河川であり、昭和 49 年の七夕豪雨では、堤防が決壊し、甚大な被害が生じたが、<u>官行促進事業等の導入も図り改修が進められ、下流部は一応の安全度が確保されるようになっており、現在は、上流の浜松市域の改修を進めている。</u> <u>また、井伊谷川では、上流の引佐町で浸水被害が頻発するため、引佐町の区画整理と連携して改修を進めているところである。</u></p>	<p>安全度の向上を図っているが、未だに十分とは言えない。<u>また、河口近くで合流する支川の仿僧川の流域は特に低平地であり、内水氾濫による浸水被害が発生している。</u></p> <p>(9) 天竜川流域(一級河川) 天竜川は県下の最大河川であるが、下流部は築堤、護岸が既成しており、一応洪水の危険は少ない。 しかし、上流部及び一雲済川や安間川などの各支川は堤防高不足等のため相当の降雨量により溢水、低地の浸水が考えられ注意を要する。</p> <p>(10) 都田川流域(二級河川) 都田川は浜名湖を含む県下最大の二級河川であり、昭和 49 年の七夕豪雨では、堤防が決壊し、甚大な被害が生じたが、<u>改修の進捗や都田川ダムの完成によって下流部は一応の安全度が確保されるようになった。支川の井伊谷川では、地形的狭窄部の上流に位置する引佐町において溢水による浸水被害が発生している。</u></p>
1 2	<p>8 原子力災害 「原子力災害」については、県内には、浜岡原子力発電所があり、万一の事故による放射性物質の大量流出に伴う災害対策も必要である。 本県では、国の原子力安全委員会の指針を踏まえ、防災対策を重点的に充実すべき市町村を御前崎市・相良町・小笠町・大東町の4市町としている(詳細は「静岡県地域防災計画(原子力対策編)」参照)。 以下略</p>	<p>8 原子力災害 「原子力災害」については、県内には、浜岡原子力発電所があり、万一の事故による放射性物質の大量流出に伴う災害対策も必要である。 本県では、国の原子力安全委員会の指針を踏まえ、防災対策を重点的に充実すべき地域を御前崎市、相良町、菊川市及び掛川市において、浜岡原子力発電所から半径 10 km以内の範囲に全部又は一部が存する自治区等の区域を合わせたものとしている(詳細は「静岡県地域防災計画(原子力対策編)」参照)。 以下略</p>

ページ	現 行	修 正 案
1 3	<p data-bbox="338 233 622 264"><u>第2章 災害予防計画</u></p> <p data-bbox="338 308 678 339">第1節 河川災害予防計画</p> <p data-bbox="338 347 595 379">1 本県河川の特徴</p> <p data-bbox="338 387 1176 595">本県の河川は、北部に高い山岳が連なり南部に平野部が少ないので急流が多く、また、南部の丘陵性台地は地質が極めて脆弱であるため、ここから流出する小河川の多くは土砂を運搬堆積し、周辺より河床の高いいわゆる天井川となっており、堤内の排水を困難にしているだけでなく、ひとたび破堤溢水の事態が生ずれば極めて広範囲にわたる災害の危険性がある。</p> <p data-bbox="338 603 1176 707">また、河口閉塞の河川が多く、これは前記の堆積土砂及び遠州灘、駿河湾の高波、台風時の波浪等により河口部に堆積が起り、流下を困難にしていると共に内水排除にも悪影響を及ぼしている。</p> <p data-bbox="338 715 1176 930">以上が本県河川の主な特徴であるが、各河川共それぞれ独自の性格を有しており、降雨による出水状況、流量の変化による水衝部の変化、洲淵の消長、河床の変動等により河川ごとに様相を変えるだけでなく、同一河川においても時々に変化するものであり、定性的、定量的に把握し難い多くの因子があるので十分な調査研究により対策を講ずることが必要である。</p> <p data-bbox="338 1010 595 1042">2 河川の治水対策</p> <p data-bbox="338 1050 1176 1289">本県の一、二級河川は533河川、流路延長2,682.8km、要整備延長は1,884kmである。(平成15年4月30日現在)これに対し、県は平成9年度から平成15年度にかけての国の(第9次)治水事業7か年計画(平成10年1月30日閣議決定、総額24兆円)に沿い整備を図った。平成16年度は、平成15年度に策定された社会資本整備重点計画(平成15年10月10日閣議決定)に基づき整備を促進する。</p>	<p data-bbox="1198 233 1482 264"><u>第2章 災害予防計画</u></p> <p data-bbox="1198 308 1538 339">第1節 河川災害予防計画</p> <p data-bbox="1198 347 1456 379">1 本県河川の特徴</p> <p data-bbox="1198 387 2036 595">本県は、南アルプスや富士山が背後にあることから急流河川が多く、また、南部の台地は地質が極めて脆弱であるため、ここから流出する小河川は土砂を多く運搬する。それらが堆積することで、周辺より河床の高いいわゆる天井川となり、堤内の排水を困難にしているだけでなく、ひとたび破堤溢水の事態が生ずれば極めて広範囲にわたる災害の危険性がある。</p> <p data-bbox="1198 603 2036 738">また、河口が閉塞する河川が多い。河口の埋塞は、前述の土砂運搬作用に加え、遠州灘、駿河湾の高波、台風時の波浪等の影響により、河口部に土砂が堆積することに起因しており、流下を困難にすると共に内水排除にも悪影響を及ぼしている。</p> <p data-bbox="1198 746 2036 962">以上が本県河川の主な特徴であるが、河川ごとにそれぞれ独自の性格を有しているほか、降雨による出水状況の変化による水衝部の変化や洲淵の消長、河床の変動等により、河川ごとに様相を変えるだけでなく、同一河川においても時々に変化するものであり、定性的、定量的に把握し難い多くの因子があるので十分な調査研究により対策を講ずることが必要である。</p> <p data-bbox="1198 1010 1456 1042">2 河川の治水対策</p> <p data-bbox="1198 1050 2036 1289">本県の一、二級河川は533河川、流路延長2,862.8km、要整備延長は1,884kmである。(平成16年3月31日現在)これに対し、県は平成9年度から平成15年度にかけての国の(第9次)治水事業7か年計画(平成10年1月30日閣議決定、総額24兆円)に沿い整備を図った。平成17年度は、平成15年度に策定された社会資本整備重点計画(平成15年10月10日閣議決定)に基づき整備を促進する。</p>

ページ	現 行	修 正 案
1 3	<p>第2節 海岸保全災害防除計画</p> <p>1 本県海岸の特徴</p> <p>本県の海岸延長は約 506 kmで<u>全国で 26 番目に位置し、東から伊豆半島沿岸、駿河湾沿岸、遠州灘沿岸の三つに区分されている。</u></p> <p>伊豆半島沿岸は相模灘及び駿河湾の東側に面しており、海岸線は入江が多く天然の良港や断崖となり、岩盤が露出し自然状態を保っている。駿河湾沿岸は、海底勾配が急で最深部は2,000m以上あり波のエネルギーも減衰することなく直接海岸に影響している。特に富士・吉原海岸は<u>全国一波が高く堤防高も T.P+17.0m と高い。</u>また、<u>近年地域開発に伴い河川からの流送土砂の減少により、海岸線の侵食が目立ち、海浜地域も少なくなっている。</u>遠州灘沿岸は遠浅で海底勾配もゆるく砂浜が発達しているが、河川からの流出土砂の減少や突堤などの沿岸構造物で漂砂の流れが阻害されることにより、近年では砂浜の侵食が<u>一部</u>で顕在化している。</p> <p>以下略</p>	<p>第2節 海岸保全災害防除計画</p> <p>1 本県海岸の特徴</p> <p>本県の海岸延長は約 506 kmあり、東から伊豆半島沿岸、駿河湾沿岸、遠州灘沿岸の三つに区分されている。</p> <p>伊豆半島沿岸は相模灘及び駿河湾に面しており、海岸線は入江が多く、天然の良港となっている。駿河湾沿岸は、海底勾配が急で波のエネルギーが減衰することなく直接海岸に影響するため、高波が来襲する。特に湾の最深部に位置する富士海岸は波が高いことで知られ、堤防高も T.P+17.0m で整備されている。また、<u>河川からの流送土砂が減少したことにより、海岸線では侵食が目立っている。</u>遠州灘沿岸は海底勾配もゆるく砂浜が発達しているが、河川からの流出土砂の減少や沿岸構造物により漂砂が阻止されることなどにより、近年では侵食が<u>全域</u>で顕在化している。</p> <p>以下略</p>
1 6	<p>第9節 通信施設等整備改良計画</p> <p>1 県防災行政無線施設の改良</p> <p>(4) <u>平成 12 年 4 月 1 日現在の防災行政無線の設置場所は資料編(8-3)、また、静岡県総合情報ネットワークシステムの系統図は資料編(8-1)のとおりである。</u></p>	<p>第9節 通信施設等整備改良計画</p> <p>1 県防災行政無線施設の改良</p> <p>(4) <u>防災行政無線の設置場所は資料編(8-3)、また、静岡県総合情報ネットワークシステムの無線局回線構成図は資料編(8-1)のとおりである。</u></p>
2 1	<p>第14節 道路鉄道等災害防止計画</p> <p>2 道路交通の災害予防計画</p> <p>(3) 異常気象時の<u>交通規制区間の指定</u></p>	<p>第14節 道路鉄道等災害防止計画</p> <p>2 道路交通の災害予防計画</p> <p>(3) 異常気象時の<u>通行規制区間の指定</u></p>
2 3	<p>第16節 防災のための調査研究</p> <p>3 災害発生状況調査</p> <p>(1) 風水害</p> <p>過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、<u>洪水氾濫危険区域図</u>を作成し、今後の防災対策の資料とする。</p>	<p>第16節 防災のための調査研究</p> <p>3 災害発生状況調査</p> <p>(1) 風水害</p> <p>過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、<u>浸水想定区域図</u>を作成し、今後の防災対策の資料とする。</p>

ページ	現 行	修 正 案
<p>2 4</p> <p>2 4</p>	<p>第 17 節 防災訓練</p> <p>3 災害対策本部・<u>支部</u>要員訓練の実施 災害対策本部及び<u>支部</u>において応急対策活動に従事する災害対策本部要員及び<u>支部</u>要員に対し、実践に即した訓練を行う。</p> <p>4 非常通信訓練 災害時において、災害地から災害対策本部及び<u>支部</u>並びに関係官公署に対する災害通報及び情報発信が迅速正確に行い得るよう、無線による通信訓練を実施する。</p>	<p>第 17 節 防災訓練</p> <p>3 災害対策本部・<u>方面本部</u>要員訓練の実施 災害対策本部及び<u>方面本部</u>において応急対策活動に従事する災害対策本部要員及び<u>方面本部</u>要員に対し、実践に即した訓練を行う。</p> <p>4 非常通信訓練 災害時において、災害地から災害対策本部及び<u>方面本部</u>並びに関係官公署に対する災害通報及び情報発信が迅速正確に行い得るよう、無線による通信訓練を実施する。</p>
<p>2 5</p> <p>2 5</p>	<p>第 18 節 自主防災組織の育成</p> <p>1 主旨 地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、水防、警察等関係機関の防災活動が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。特に、予想される東海地震に際しては、このおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動が必要であり、またこの活動は組織的に行われることによりその効果が十分発揮されるものである。したがって、当面東海地震対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、<u>一般的な風水害</u>に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。</p> <p>3 推進方法 市町村は、地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備についての助成を行う。 県は、東海地震対策を主眼とした自主防災の組織、活動内容の手引書を作成するほか、市町村の行う自主防災組織の防災資機材等の整備についての助成を行い、東海地震対策にあわせて、<u>広域的な一般風水害</u>に際しても自主防災組織が機能するように組織化を推進</p>	<p>第 18 節 自主防災組織の育成</p> <p>1 主旨 地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、水防、警察等関係機関の防災活動が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。特に、予想される東海地震に際しては、このおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動が必要であり、またこの活動は組織的に行われることによりその効果が十分発揮されるものである。したがって、当面東海地震対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、<u>風水害等</u>に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。</p> <p>3 推進方法 市町村は、地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備についての助成を行う。 県は、東海地震対策を主眼とした自主防災の組織、活動内容の手引書を作成するほか、市町村の行う自主防災組織の防災資機材等の整備についての助成を行い、東海地震対策にあわせて、<u>風水害等</u>に際しても自主防災組織が機能するように組織化を推進していく。</p>

ページ	現 行	修 正 案
	していく。	
2 5	(追加)	<p><u>第 19 節 事業所等の自主的な防災活動</u> <u>事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)</u>は、従業員・利用者等の安全を守るとともに、<u>地域の一員として防災活動に参加するよう努めるものとする。このため事業所等は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。事業所等における自主防災活動は、概ね次のものについて、それぞれの実情に応じて行う。</u></p> <p>(1) <u>防災訓練</u> (2) <u>従業員等の防災教育</u> (3) <u>情報の収集、伝達体制の確立</u> (4) <u>火災その他災害予防対策</u> (5) <u>避難対策の確立</u> (6) <u>救出及び応急救護等</u> (7) <u>飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保</u> (8) <u>施設及び設備の耐震性の確保</u></p>
2 5	第 <u>19</u> 節 略	第 <u>20</u> 節 略
2 6	第 <u>20</u> 節 略	第 <u>21</u> 節 略

静岡県地域防災計画(一般対策編) 修正新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
29	<p><u>第3章 災害応急対策計画</u></p> <p>第2節 組織計画</p> <p>2 災害対策組織</p> <p>(2) 静岡県災害対策本部</p> <p>ア 編制</p> <p>＜静岡県災害対策本部・支部編制図＞の定めるところによるものとする(参考資料5の別表1)。</p> <p>イ 設置基準</p> <p>(ア) 大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、知事がその対策を必要と認めるとき</p> <p>(イ) 「災害救助法」による援助を適用する災害が発生したとき</p>	<p><u>第3章 災害応急対策計画</u></p> <p>第2節 組織計画</p> <p>2 災害対策組織</p> <p>(2) 静岡県災害対策本部</p> <p>ア 編制</p> <p>＜静岡県災害対策本部編制図＞及び＜静岡県災害対策本部方面本部編制図＞の定めるところによるものとする。</p> <p>イ 設置基準</p> <p>大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、知事がその対策を必要と認めるとき</p> <p>(削除)</p>
29 30 30	<p>第3節 応援計画</p> <p>2 応援の実施基準</p> <p>(2) 応援動員対象者</p> <p>キ <u>助産師又は看護師</u></p> <p>3 実施方法</p> <p>(5) 海上保安庁に対する<u>応援要請</u></p> <p>海上保安庁への<u>応援要請</u>に関し必要な事項は＜第26節 海上保安庁に対する<u>応援要請計画</u>＞の定めるところによるものとする。</p>	<p>第3節 応援計画</p> <p>2 応援の実施基準</p> <p>(2) 応援動員対象者</p> <p>キ <u>保健師、助産師又は看護師</u></p> <p>3 実施方法</p> <p>(5) 海上保安庁に対する<u>支援要請</u></p> <p>海上保安庁への<u>支援要請</u>に関し必要な事項は＜第26節 海上保安庁に対する<u>支援要請計画</u>＞の定めるところによるものとする。</p>

ページ	現 行	修 正 案
<p>3 1</p> <p>3 1</p> <p>3 2</p>	<p>第4節 通信情報計画</p> <p>2 実施事項</p> <p>(1) 気象、地象、水象(以下、この節において「気象等」という。)に関する情報の収集及び伝達</p> <p>ウ 気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、資料編(5-3-1)、その伝達経路は資料編(5-3-2、5-3-3)、津波警報の伝達経路は資料編(5-3-4)、津波注意報・警報、地震及び津波情報の種類は、資料編(5-3-5)、その伝達経路は資料編(5-3-6)、火山情報の発表基準は資料編(5-3-7)、その伝達経路は(5-3-8)による。</p> <p>(4) 災害の被害等の情報の収集及び伝達</p> <p>イ 市町村からの収集</p> <p>(ア) 被害速報(随時)</p> <p>市町村長は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで、資料編(7-1)に定める<被害程度の認定基準>に基づき、資料編(7-2)<被害速報(随時)>により、当該市町村を管轄する<u>支部長(県行政センター所長)</u>を経て、本部長(知事)に報告する。</p> <p>また、被害規模を早期に把握するため、市町村長は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し<u>県行政センター</u>に報告する。</p> <p>ただし、<u>県行政センター</u>に連絡がつかない場合は本部長(知事)に、本部長(知事)に連絡がつかない場合は内閣総理大臣に報告する。なお、連絡がつき次第、本部長(知事)及び<u>県行政センター</u>にも報告する。</p> <p>(イ) 定時報告</p> <p><u>支部長(県行政センター所長)</u>は資料編(7-3)<被害状況集計表>により、市町村長から定時の被害状況を収集するものとし、その結果を速やかに本部長(知事)に報告するものとする。</p> <p>収集時間は、災害発生の都度定めるものとするが、市町村長はその定められた時間には、可能な限り最新の被害状況を資料編(7-4)<災害定時及び確定報告書>により把握しておくものとする。</p>	<p>第4節 通信情報計画</p> <p>2 実施事項</p> <p>(1) 気象、地象、水象(以下、この節において「気象等」という。)に関する情報の収集及び伝達</p> <p>ウ 気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、資料編(5-3-1)、その伝達経路は資料編(5-3-2、5-3-3)、津波警報の伝達経路は資料編(5-3-4)、津波注意報・警報、地震及び津波情報の種類は、資料編(5-3-5)、その伝達経路は資料編(5-3-6)、火山情報の発表基準は資料編(5-3-7)、その伝達経路は(5-3-8、5-3-9)による。</p> <p>(4) 災害の被害等の情報の収集及び伝達</p> <p>イ 市町村からの収集</p> <p>(ア) 被害速報(随時)</p> <p>市町村長は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで、資料編(7-1)に定める<被害程度の認定基準>に基づき、資料編(7-2)<被害速報(随時)>により、当該市町村を管轄する<u>方面本部長(地域防災局長)</u>を経て、本部長(知事)に報告する。</p> <p>また、被害規模を早期に把握するため、市町村長は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し<u>方面本部長(地域防災局長)</u>に報告する。</p> <p>ただし、<u>方面本部長(地域防災局長)</u>に連絡がつかない場合は本部長(知事)に、本部長(知事)に連絡がつかない場合は内閣総理大臣に報告する。なお、連絡がつき次第、本部長(知事)及び<u>方面本部長(地域防災局長)</u>にも報告する。</p> <p>(イ) 定時報告</p> <p><u>方面本部長(地域防災局長)</u>は資料編(7-3)<被害状況集計表>により、市町村長から定時の被害状況を収集するものとし、その結果を速やかに本部長(知事)に報告するものとする。</p> <p>収集時間は、災害発生の都度定めるものとするが、市町村長はその定められた時間には、可能な限り最新の被害状況を資料編(7-4)<災害定時及び確定報告書>により把握しておくものとする。</p>

ページ	現 行	修 正 案
<p>3 2</p> <p>3 3</p>	<p>(ウ) 確定報告</p> <p>市町村長は、被害状況確定後速やかに資料編(7-4)＜災害定時及び確定報告書＞により<u>県行政センター</u>所長を経由して、知事に文書をもって報告するものとする。</p> <p>・消防庁<u>防災情報室</u></p> <p>平日</p> <p>電話(地域衛星通信ネットワーク) 8-048-500-7526</p> <p>電話(消防防災無線) 7526</p> <p>電話(NTT有線) 03-5253-7526</p> <p>FAX(地域衛星通信ネットワーク) 8-048-500-7536</p> <p>FAX(消防防災無線) 8-7536</p> <p>FAX(NTT有線) 03-5253-7536</p>	<p>(ウ) 確定報告</p> <p>市町村長は、被害状況確定後速やかに資料編(7-4)＜災害定時及び確定報告書＞により<u>地域防災局長</u>を経由して、知事に文書をもって報告するものとする。</p> <p>・消防庁<u>震災等応急室</u></p> <p>平日</p> <p>電話(地域衛星通信ネットワーク) 8-048-500-7527</p> <p>電話(消防防災無線) 7527</p> <p>電話(NTT有線) 03-5253-7527</p> <p>FAX(地域衛星通信ネットワーク) 8-048-500-7537</p> <p>FAX(消防防災無線) 8-7537</p> <p>FAX(NTT有線) 03-5253-7537</p>
<p>3 4</p> <p>3 4</p>	<p>第5節 災害広報計画</p> <p>3 報道機関に対する協力</p> <p>(1) 情報発表責任者</p> <p>県(災害対策本部)が報道機関に対し、情報を発表する場合の情報発表責任者は<u>企画部長</u>(報道総括)とする。</p> <p>4 広報機関の活用</p> <p>(1) 県の広報媒体の活用</p> <p>イ 視聴覚媒体</p> <p>(追加)</p>	<p>第5節 災害広報計画</p> <p>3 報道機関に対する協力</p> <p>(1) 情報発表責任者</p> <p>県(災害対策本部)が報道機関に対し、情報を発表する場合の情報発表責任者は<u>広報局長</u>(報道総括)とする。</p> <p>4 広報機関の活用</p> <p>(1) 県の広報媒体の活用</p> <p>イ 視聴覚媒体</p> <p>(オ) <u>道路情報提供装置</u></p>
<p>3 6</p>	<p>第7節 避難救出計画</p> <p>2 避難</p> <p>市町村長は、火災、山崩れ、津波、河川の氾らん等により、住民に危険が切迫していると認めたときは、危険地域の住民に対して避難のための立退きの勧告、又は指示をするものとする。</p> <p>市町村長のほか、警察官、海上保安官、都道府県知事、水防管理者、自衛官も「災害対策基本法」、「警察官職務執行法」、「地すべり等防止法」、「水防法」、「自衛隊法」の規定に基づき、<u>避難の勧告又は指示</u>を行うことができる。以下略</p>	<p>第7節 避難救出計画</p> <p>2 避難</p> <p>市町村長は、火災、山崩れ、津波、河川の氾らん等により、住民に危険が切迫していると認めたときは、危険地域の住民に対して避難のための立退きの勧告、又は指示をするものとする。</p> <p>市町村長のほか、警察官、海上保安官、都道府県知事、水防管理者、自衛官も「災害対策基本法」、「警察官職務執行法」、「地すべり等防止法」、「水防法」、「自衛隊法」の規定に基づき、<u>避難の指示等</u>を行うことができる。以下略</p>

ページ	現 行	修 正 案
3 6 3 8	<p>(1) 避難の勧告及び指示の周知徹底 市町村長は、危険地域の自主防災組織、住民及び事業所等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により次の事項を周知徹底するものとする。 (追加)</p> <p>6 市町村長の要求に基づく県の実施事項 (4) 海上保安庁に対する<u>応援要請</u></p>	<p>(1) 避難の勧告及び指示の周知徹底 市町村長は、危険地域の自主防災組織、住民及び事業所等に対し、同時通報用無線、有線放送、<u>広報車等</u>により次の事項を周知徹底するものとする。<u>その際、災害時要援護者への的確な情報提供に配慮するよう努める。</u></p> <p>6 市町村長の要求に基づく県の実施事項 (4) 海上保安庁に対する<u>支援要請</u></p>
3 9	<p>第8節 食料供給計画 5 交通、通信が途絶して市町村長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置 資料編(19-3-2)の「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、市町村長は<u>食糧事務所支所長又は責任者</u>に対して災害救助用米穀の緊急引渡しを要請するものとする。</p>	<p>第8節 食料供給計画 5 交通、通信が途絶して市町村長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置 資料編(19-3-2)の「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、市町村長は、<u>関東農政局静岡農政事務所長(地域課長を含む。)</u>又は<u>政府所有食料を保管する倉庫の責任者</u>に対して災害救助用米穀の緊急引渡しを要請するものとする。</p>
4 3	<p>第13節 防疫計画 2 県の実施事項 (1) 県は、次の措置を行う。 ウ <u>市町村に対する病原体に汚染された場所の消毒の指示</u> エ <u>市町村に対するねずみ族・昆虫の駆除の指示</u> オ <u>市町村に対する病原体に汚染された物件の消毒等の指示</u></p>	<p>第13節 防疫計画 2 県の実施事項 (1) 県は、次の措置を行う。 ウ <u>病原体に汚染された場所の消毒の実施又は市町村に対する指示</u> エ <u>ねずみ族・昆虫の駆除の実施又は市町村に対する指示</u> オ <u>病原体に汚染された物件の消毒等の実施又は市町村に対する指示</u></p>
4 6	<p>第17節 輸送計画 2 実施方法 (1) 陸上輸送 ア 県有車両の活用 資料編(10-4-4)＜県有車両一覧表＞に基づき実施するものとし、その実施者は、本庁所属車両(静岡県レンタカー協会との協定に基づく調達車両を含む。)については、災害対策本</p>	<p>第17節 輸送計画 2 実施方法 (1) 陸上輸送 ア 県有車両の活用 資料編(10-4-4)＜県有車両一覧表＞に基づき実施するものとし、その実施者は、本庁所属車両(静岡県レンタカー協会との協定に基づく調達車両を含む。)については、災害対策本</p>

ページ	現 行	修 正 案
<p>4 6</p> <p>4 7</p>	<p>部集中事務班長とし、出先機関所属車両については、その出先機関を所管する災害対策本部の<u>支部</u>とする。</p> <p>イ <u>陸上自衛隊</u>の要請</p> <p>(2) 海上輸送</p> <p>ア 輸送方法</p> <p><u>海上輸送は県有船舶の活用、海上自衛隊の要請、海上保安庁の協力、民間船舶の協力により行うものとする。</u></p> <p>(ア) <u>防災船その他の県有船舶に基づき実施するものとする。</u>なお<u>県保有船舶は、資料編(10-6-6)のとおりである。</u></p> <p>(イ) <u>海上自衛隊への要請</u></p> <p><第25節 自衛隊派遣要請計画>により行うものとする。</p> <p>(ウ) <u>海上保安庁への応援要請</u></p> <p><第26節 海上保安庁に対する<u>応援要請計画</u>>により行うものとする。</p> <p>なお、清水、下田海上保安部の保有船舶は、資料編(10-6-7)のとおりである。</p> <p>(エ) <u>民間船舶への協力要請</u></p> <p>a 民間船舶(漁船を除く)</p> <p>民間船舶への協力要請は<u>中部運輸局静岡運輸支局清水庁舎及び下田海事事務所を通し、資料編(10-6-8)により協力要請するものとする。</u></p> <p>イ 海上輸送連絡所の設置</p> <p>船舶の運用調整を図るため必要に応じ海上保安庁、<u>運輸局、自衛隊及び県の各機関をもって海上輸送連絡所を設置するものとする。</u></p>	<p>部集中事務班長とし、出先機関所属車両については、その出先機関を所管する災害対策本部の<u>方面本部</u>とする。</p> <p>イ <u>自衛隊</u>の要請</p> <p>(2) 海上輸送</p> <p>ア 輸送方法</p> <p><u>海上輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。</u></p> <p><u>なお、知事は必要に応じて、国又は他都県に対して、協力を要請する。</u></p> <p>(ア) 防災船その他の県有船舶</p> <p>なお、<u>県有船舶は、資料編(10-6-6)のとおりである。</u></p> <p>(イ) <u>海上自衛隊の艦艇</u></p> <p><第25節 自衛隊派遣要請計画>により行うものとする。</p> <p>(ウ) <u>海上保安庁の船艇</u></p> <p><第26節 海上保安庁に対する<u>支援要請計画</u>>により行うものとする。</p> <p>なお、清水、下田海上保安部の保有船舶は、資料編(10-6-7)のとおりである。</p> <p>(エ) <u>民間船舶及び漁船</u></p> <p>a 民間船舶(漁船を除く)</p> <p>民間船舶への協力要請は<u>中部運輸局静岡運輸支局を通し、資料編(10-6-8)により協力要請するものとする。</u></p> <p>イ 海上輸送連絡所の設置</p> <p>船舶の運用調整を図るため必要に応じ海上保安庁、<u>中部運輸局、海上自衛隊及び県の各機関をもって海上輸送連絡所を設置するものとする。</u></p>
<p>5 4</p>	<p>第23節 水防計画</p> <p>5 水防に関する予警報</p> <p>(2) 指定河川に対する洪水予報</p> <p>指定河川である天竜川下流、菊川、大井川、安倍川、富士川、狩野川及び太田川水系太田川・<u>原野谷川</u>に洪水予報が発表されて、関係機関より予報の通知を受けたとき、知事は水防管理者、</p>	<p>第23節 水防計画</p> <p>5 水防に関する予警報</p> <p>(2) 指定河川に対する洪水予報</p> <p>指定河川である天竜川下流、菊川、大井川、安倍川、富士川、狩野川及び太田川水系太田川・<u>原野谷川、瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川</u>に洪水予報が発表されて、関係機関より予報の通知を受け</p>

ページ	現 行	修 正 案
5 4	<p>量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。また、知事は県管理河川の指定河川である太田川水系太田川・<u>原野谷川</u>について洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁と共同して、水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。</p> <p>(4) 水位の観測及び通報 イ <u>水位が資料編の水位観測所一覧表に掲げる警戒水位に達したときは、その水位の状況を水防計画に定める通報要領により所轄水防区長並びに関係のある水防管理者に通報するものとする。</u> 以下略</p>	<p>たとき、知事は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。また、知事は県管理河川の指定河川である太田川水系太田川・<u>原野谷川、瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川</u>について洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁と共同して、水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。</p> <p>(4) 水位の観測及び通報 イ <u>各水防区長は、水位が資料編の水位観測所一覧表に掲げる通報水位、警戒水位に達したときは、その水位の状況を水防計画に定める通報要領により水防本部長に報告すると共に、関係のある水防管理者等に通報するものとする。</u> 以下略</p>
5 6	<p>第 24 節 応援協力計画 2 要請の実施基準 (2) 協力要請対象団体 イ <u>大学生及び高校生</u> ウ <u>県立各種講習所及び養成所等の学生</u> エ 赤十字奉仕団 オ <u>その他奉仕活動を申し出たボランティア団体等</u></p> <p>5 6 3 実施方法 (2) <u>大学生及び高校生</u>に対する応援協力要請 イ <u>大学生及び高校生</u>の現在員数は同表のとおりである。</p> <p>(3) <u>県立各種講習所及び養成所等の学生等</u>の活用 ア <u>講習会、養成所等の範囲及び学生等</u>現在員数は資料編（11-4-3）＜<u>県立各種講習所等学生、生徒</u>現在員数＞のとおりである。</p> <p>(4) 赤十字奉仕団への協力要請 (5) <u>その他奉仕活動を申し出たボランティア団体等への措置</u> 略</p>	<p>第 24 節 応援協力計画 2 要請の実施基準 (2) 協力要請対象団体 イ <u>大学及び高校の学生・生徒</u> ウ <u>県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒</u> エ <u>日本赤十字奉仕団</u> (削除)</p> <p>3 実施方法 (2) <u>大学及び高校の学生・生徒</u>に対する応援協力要請 イ <u>大学及び高校の学生・生徒</u>の現在員数は同表のとおりである。</p> <p>(3) <u>県立専修学校及び各種講習施設等の学生・生徒</u>の活用 ア <u>県立専修学校及び各種講習施設等の範囲及び学生・生徒</u>現在員数は資料編（11-4-3）＜<u>県立専修学校及び各種講習施設等の学生・生徒</u>現在員数＞のとおりである。</p> <p>(4) <u>日本赤十字奉仕団への協力要請</u> 第 25 節 <u>ボランティア活動支援計画</u> 略</p>

ページ	現 行	修 正 案
5 8	<p>第 25 節 自衛隊派遣要請計画</p> <p>3 災害派遣要請</p> <p>(1) 災害派遣要請者 静岡県知事</p> <p>(2) 災害派遣要請の<u>手続き</u></p> <p>ア 知事は自衛隊の派遣を要請するときは、<u>静岡隊区長である陸上自衛隊第 34 普通科連隊長を窓口として実施するものとする。</u></p> <p>以下略</p> <p>イ <u>災害派遣の要請は、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし緊急に要請する場合にあっては、県防災行政無線電話等で要請し、事後速やかに文書をもって行うものとする。</u></p> <p>以下略</p>	<p>第 26 節 自衛隊派遣要請計画</p> <p>3 災害派遣要請</p> <p>(1) 災害派遣要請者 知事</p> <p>(2) 災害派遣要請<u>手続</u></p> <p>ア 知事は、<u>自衛隊の派遣を要請するときは、自衛隊法第 83 条第 1 項に基づき、陸上自衛隊第 34 普通科連隊長に対して、支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請する。</u></p> <p>以下略</p> <p>イ 知事は、次の事項を明らかにした<u>要請書により要請する。ただし、緊急に要請するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。</u></p> <p>以下略</p>
5 8	<p>4 市町村長等の災害派遣要請の要求手続</p> <p>(1) <u>知事に対する自衛隊派遣要請の要求手続</u> <u>原則として市町村長が行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>災害派遣要請の要求手続</u></p> <p><u>災害派遣要請の要求をしようとするときは、知事に対し次の事項を明記した文章をもって行う。</u></p> <p><u>ただし緊急を要する場合、文書をもってすることができないときは、電話等により依頼するものとする。この場合においても、事後速やかに文書をもって行うものとする。また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第 34 普通科連隊又は最寄りの部隊に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知すること。</u></p> <p>ア 提出先（連絡先） <u>静岡県災害対策室</u></p> <p>イ 提出部数 <u>1 部</u></p> <p>ウ <u>記載事項</u></p> <p>(ア) <u>災害の情况及び派遣を必要とする事由</u></p> <p>(イ) <u>派遣を希望する期間</u></p> <p>(ウ) <u>派遣を希望する区域及び活動内容</u></p> <p>(エ) <u>その他参考となるべき事項</u></p>	<p>4 市町村長等の災害派遣要請の要求手続</p> <p>(削除)</p> <p><u>市町村長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記 3 (2) のイの事項を明示した要請書により、自衛隊派遣要請を行うよう要求する。また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に<u>関わる災害の状況を陸上自衛隊第 34 普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。</u></u></p> <p>(削除)</p>

ページ	現 行	修 正 案
58	<p>5 自衛隊との連絡</p> <p>(1) 情報の交換 知事は災害が発生し、また発生するおそれがある場合は各種情報を的確に把握し、絶えず陸上自衛隊第 34 普通科連隊長（時間の余裕がなく緊急を要するときは関係部隊等の長）と情報交換するものとする。</p> <p>(2) 連絡班の派遣 知事は災害発生を予想する段階に至った場合は、陸上自衛隊第 34 普通科連隊長に対し、<u>県災害対策本部（本部開設前には災害対策室）</u>に連絡班（無線機等を付す。）の派遣を依頼し、派遣要請の授受及びこれに伴う措置の迅速化を図るものとする。</p>	<p>5 自衛隊との連絡</p> <p>(1) 情報の交換 知事は、<u>災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し、災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊第 34 普通科連隊長（時間の余裕がなく緊急を要するときは関係部隊等の長）と密接な情報交換するものとする。</u></p> <p>(2) 連絡班の派遣 知事は、<u>陸上自衛隊第 34 普通科連隊長に対し、県災害対策本部に連絡班（無線機等を付す。）の派遣を依頼し、派遣要請の授受及びこれに伴う措置の迅速化を図るものとする。</u></p>
59	<p>第 26 節 海上保安庁に対する<u>応援</u>要請計画</p> <p>1 主旨 この計画は、災害時における海上保安庁に対する<u>応援</u>要請を行う場合の必要事項を明らかにすることを目的とする。</p> <p>59 2 <u>応援</u>要請の範囲 海上保安庁に<u>応援</u>を要請する場合は、原則として次の場合とする。</p> <p>(3) その他<u>県</u>及び市町村が行う災害応急対策の支援</p> <p>59 3 <u>応援</u>要請</p> <p>(1) 要請者 <u>静岡県知事</u></p> <p>(2) 要請の<u>手続</u> <u>ア</u> 知事は、<u>海上保安庁の応援を要請するときは、次の事項を明らかにして清水海上保安部又は下田海上保安部を窓口として要請するものとする。</u></p> <p>60 (追加)</p> <p><u>(ア) 災害の状況及び応援を必要とする事由</u> <u>(イ) 応援を希望する期間</u> <u>(ウ) 応援を希望する区域及び活動内容</u></p>	<p>第 27 節 海上保安庁に対する<u>支援</u>要請計画</p> <p>1 主旨 この計画は、災害時における海上保安庁に対する<u>支援</u>要請を行う場合の必要事項を明らかにすることを目的とする。</p> <p>2 <u>支援</u>要請の範囲 海上保安庁に<u>支援</u>を要請する場合は、原則として次の場合とする。</p> <p>(3) その他、<u>県</u>及び市町村が行う災害応急対策の支援</p> <p>3 <u>支援</u>要請</p> <p>(1) <u>支援</u>要請者 <u>知事</u></p> <p>(2) <u>支援</u>要請手続 知事は、次の事項を明らかにした<u>要請書により、清水海上保安部又は下田海上保安部を窓口として海上保安庁第三管区海上保安本部長に対して要請する。</u></p> <p><u>ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。</u></p> <p>(削除)</p>

ページ	現 行	修 正 案
60	<p><u>(エ) その他参考となるべき事項</u> <u>イ 清水海上保安部又は下田海上保安部との連絡が困難な場合には、第三管区海上保安本部もしくは他の海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとする。(海上保安庁の巡視船艇・航空機は防災相互無線機を搭載)</u> (追加)</p> <p><u>ウ 市町村長は、事態が急迫し、知事に応援要請を依頼するいとまのない場合又は知事を通じて要請することが困難な場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとする。この場合、速やかに知事に対してその旨連絡すること。</u></p>	<p>また、<u>清水海上保安部又は下田海上保安部との連絡が困難である場合には、第三管区海上保安本部もしくは他の海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとする。(海上保安庁の巡視船艇・航空機は、防災相互通信波の受信機を搭載)</u> <u>(ア) 災害の情况及び支援活動を要請する理由</u> <u>(イ) 支援活動を必要とする期間</u> <u>(ウ) 支援活動を必要とする区域及び活動内容</u> <u>(エ) その他参考となるべき事項</u> (削除)</p>
60	<p>4 市町村長の<u>応援要求手続</u> <u>(1) 知事に対する応援要求手続</u> <u>原則として市町村長が行うものとする。</u> <u>(2) 応援要求の手続</u> <u>応援要求は知事に対し次に掲げる事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合、文書をもってすることができないときは、電話等により依頼するものとする。この場合においても、事後速やかに文書をもって行うものとする。また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて連絡し、知事に対してもその旨を速やかに通知すること。</u> <u>ア 提出先（連絡先） 静岡県災害対策室</u> <u>イ 提出部数 1部</u> <u>ウ 記載事項</u> <u>(ア) 災害の状況及び応援を必要とする事由</u> <u>(イ) 応援を希望する期間</u> <u>(ウ) 応援を希望する区域及び活動内容</u></p>	<p>4 市町村長の<u>支援要請の依頼手続</u> <u>市町村長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記3の事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。</u> <u>ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により知事に依頼する。</u> <u>また、知事への依頼ができない場合は、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。</u></p>

ページ	現 行	修 正 案
6 0	(エ) <u>その他参考となるべき事項</u>	
6 0	第 27 節 略	第 28 節 略
6 1	<p>第 28 節 電力施設災害応急対策計画</p> <p>2 電力会社の地域分担</p> <p>東京電力(株) 沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、賀茂郡、田方郡、駿東郡、富士郡芝川町の一部</p> <p>中部電力(株) 静岡市、浜松市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、浜北市、袋井市、天竜市、湖西市、御前崎市、庵原郡、志太郡、榛原郡、<u>小笠郡</u>、周智郡、磐田郡、浜名郡、引佐郡、富士郡芝川町の一部</p>	<p>第 29 節 電力施設災害応急対策計画</p> <p>2 電力会社の地域分担</p> <p>東京電力(株) 沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、<u>伊豆の国市</u>、賀茂郡、田方郡、駿東郡、富士郡芝川町の一部</p> <p>中部電力(株) 静岡市、浜松市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、浜北市、袋井市、天竜市、湖西市、御前崎市、<u>菊川市</u>、庵原郡、志太郡、榛原郡、周智郡、磐田郡、浜名郡、引佐郡、富士郡芝川町の一部</p>
6 1	第 29 節 略	第 30 節 略
6 2	<p>第 30 節 <u>伊豆東部火山群の火山災害対策計画</u></p> <p>1 主旨</p> <p><u>伊豆東部火山群において火山噴火が起こった場合に県民等の生命、身体及び財産を災害から守るために定める。</u></p> <p><u>計画の運用、平常時対策、災害応急対策については、別編に記載する。</u></p>	(削除)
6 2	<p>第 31 節 突発的災害に係る応急対策計画</p> <p>2 県の態勢</p> <p>(1) 突発的災害応急態勢</p> <p>イ 組織</p> <p>災害対策室、企画経理室、医療室及び事故現場を管轄する<u>県行政センター</u>で構成する。</p> <p>ウ 任務</p> <p>応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。</p> <p>なお、災害発生直後には速やかに当該災害の規模を把握する</p>	<p>第 31 節 突発的災害に係る応急対策計画</p> <p>2 県の態勢</p> <p>(1) 突発的災害応急態勢</p> <p>イ 組織</p> <p>災害対策室、企画経理室、医療室及び事故現場を管轄する<u>地域防災局</u>で構成する。</p> <p>ウ 任務</p> <p>応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。</p> <p>なお、災害発生直後には速やかに当該災害の規模を把握する</p>

ページ	現 行	修 正 案
<p>6 2</p> <p>6 3</p>	<p>ため概括的な情報を収集するよう特に留意する。</p> <p>また、必要に応じ、災害対策本部の設置までの間、<u>物資の集積場所</u>、臨時ヘリポートの確保など事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。</p> <p>エ 消防本部の県、国への報告</p> <p>消防本部は多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、表1により、直ちに災害対策室及び消防庁<u>防災情報室</u>に連絡する。</p> <p>災害対策室 電話 5 (又は8) -700-6030 FAX 5 (又は8) -700-6250</p> <p>消防庁<u>防災情報室</u> 平日 電話 (地域衛星通信ネットワーク) 8-048-500-7526 電話 (消防防災無線) 8-7526 電話 (NTT 有線) 03-5253-7526 FAX (地域衛星通信ネットワーク) 8-048-500-7536 FAX (消防防災無線) 8-7536 FAX (NTT 有線) 03-5253-7536</p> <p>(2) 災害対策本部の設置</p> <p>イ 組織</p> <p>(ア) 本部</p> <p>本部長(知事)、副本部長(副知事、出納長、<u>県警察本部長</u>)、<u>その他の総合司令室構成員(総務部長、防災局長、防災局技監、防災局次長(防災対策担当)、企画部長、健康福祉部長、土木部長)</u>、指名された総合司令室付職員</p> <p>(イ) <u>支部(事故発生現場を管轄する支部)</u> <u>支部長(県行政センター所長)、副支部長(防災監、財務事務所長など)、関係班長、支部で定める必要な構成員</u></p>	<p>ため概括的な情報を収集するよう特に留意する。</p> <p>また、必要に応じ、災害対策本部の設置までの間、<u>広域物資拠点</u>、臨時ヘリポートの確保など事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。</p> <p>エ 消防本部の県、国への報告</p> <p>消防本部は多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、表1により、直ちに災害対策室及び消防庁<u>震災等応急室</u>に連絡する。</p> <p>災害対策室 電話 5[※] (又は8[※]) -700-6030 FAX 5[※] (又は8[※]) -700-6250</p> <p>消防庁<u>震災等応急室</u> 平日 電話 (地域衛星通信ネットワーク) 8-048-500-7527 電話 (消防防災無線) 8-7527 電話 (NTT 有線) 03-5253-7527 FAX (地域衛星通信ネットワーク) 8-048-500-7537 FAX (消防防災無線) 8-7537 FAX (NTT 有線) 03-5253-7537</p> <p>(2) 災害対策本部の設置</p> <p>イ 組織</p> <p>(ア) 本部</p> <p>本部長(知事)、副本部長(副知事、出納長<u>及び</u>県警察本部長)、<u>本部員その他の静岡県災害対策本部運営要領により定める職員</u></p> <p>(イ) <u>方面本部(事故発生現場を管轄する方面本部)</u> <u>方面本部長(地域防災局長)、副方面本部長(地域防災局副局長その他あらかじめ方面本部長が定めた者)、方面本部員その他の静岡県災害対策本部運営要領により定める職員</u></p>

ページ	現 行	修 正 案
6 3	<p>ウ 設置の連絡 災害対策本部を設置したときは、表 2 に掲げる機関に連絡する。 また、必要に応じ、本部に連絡要員の派遣を求める。 なお、市町村、消防機関、<u>県行政センター</u>には防災無線 F A X で一斉伝達する。</p> <p>エ 現地災害対策本部 災害の状況により、災害地を主な管轄とする<u>支部</u>に、副本部長、本部員又は<u>支部長</u>を長とする現地災害対策本部を設置する。</p> <p>(3) 災害対策本部の実施する応急対策 被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。</p> <p>ア 情報の収集、伝達等 <u>支部</u>は、関係市町村、消防機関、また必要に応じて事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に本部に伝達する。 本部は、<u>支部情報</u>及び本部収集情報を基に、速やかに関係機関に必要な要請をするとともに、国、関係市町村及び防災関係機関に対し迅速な情報伝達を行うものとする。</p>	<p>ウ 設置の連絡 災害対策本部を設置したときは、表 2 に掲げる機関に連絡する。 また、必要に応じ、本部に連絡要員の派遣を求める。 なお、市町村、消防機関、<u>地域防災局</u>には防災無線 F A X で一斉伝達する。</p> <p>エ 現地災害対策本部 災害の状況により、災害地を主な管轄とする<u>方面本部</u>に、副本部長、本部員又は<u>方面本部長</u>を長とする現地災害対策本部を設置する。</p> <p>(3) 災害対策本部の実施する応急対策 被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。</p> <p>ア 情報の収集、伝達等 <u>方面本部</u>は、関係市町村、消防機関、また必要に応じて事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に本部に伝達する。 本部は、<u>方面本部情報</u>及び本部収集情報を基に、速やかに関係機関に必要な要請をするとともに、国、関係市町村及び防災関係機関に対し迅速な情報伝達を行うものとする。</p>
6 4	<p>イ 各機関への要請 (イ) 海上保安庁への<u>応援要請</u> 人や物資の緊急輸送及び災害応急対策について必要がある場合には第三管区海上保安本部清水海上保安部又は下田海上保安部に要請する。要請の方法、手続きは第 3 章第 26 節「海上保安庁に対する<u>応援要請計画</u>」による。</p>	<p>イ 各機関への要請 (イ) 海上保安庁への<u>支援要請</u> 人や物資の緊急輸送及び災害応急対策について必要がある場合には第三管区海上保安本部清水海上保安部又は下田海上保安部に要請する。要請の方法、手続きは第 3 章第 26 節「海上保安庁に対する<u>支援要請計画</u>」による。</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 修正新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
68	(追加)	<p><u>第5章 伊豆東部火山群の火山災害対策計画及び富士山の火山防災計画</u></p> <p><u>伊豆東部火山群又は富士山が噴火した場合に県民等の生命、身体及び財産を災害から守るために定める。</u></p> <p><u>第1節 伊豆東部火山群の火山災害対策計画</u> <u>計画の運用、平常時対策、災害応急対策については、別に定める。</u></p>
68	(追加)	<p><u>第2節 富士山の火山防災計画</u> <u>計画対象とすべき火山現象、災害予防、災害応急対策、継続災害対応については、別に定める。</u></p>

ページ	現 行	修 正 案
73	<p data-bbox="338 236 792 268"><u>伊豆東部火山群の火山災害対策計画</u></p> <p data-bbox="338 312 510 344">第1章 主旨</p> <p data-bbox="338 347 1176 416">この計画は、伊豆東部火山群において<u>火山噴火</u>が起こった場合に、県民等の生命、身体及び財産を災害から守るために定める。</p>	<p data-bbox="1198 236 1653 268"><u>伊豆東部火山群の火山災害対策計画</u></p> <p data-bbox="1198 312 1370 344">第1章 主旨</p> <p data-bbox="1198 347 2036 451">この計画は、<u>気象庁の常時観測火山である伊豆東部火山群</u>において噴火が起こった場合に、県民等の生命、身体及び財産を災害から守るために定める。</p>

ページ	現 行	修 正 案
7 5	<p>第4章 災害応急対策</p> <p>1 火山情報の通報及び伝達</p> <p>(1) 火山情報の種類 伊豆東部火山群に関し、<u>気象庁が発表する火山情報は、緊急度の高い順に次の4種類がある。</u></p> <p>エ 火山活動解説資料 <u>「気象業務法」第11条の規定により、気象庁が常時観測を行っている火山について定期的に発表し、伝達する情報</u></p> <p>(2) 知事は、緊急火山情報の通報又は臨時火山情報の伝達を受けたとき、その内容あるいはそれから予測される災害の態様及び取るべき措置を付加したものを関係機関及び市町村長に通報し、又は伝達する。</p>	<p>第4章 災害応急対策</p> <p>1 火山情報等の通報及び伝達</p> <p>(1) 火山情報等の種類 伊豆東部火山群に関し、気象庁は、緊急度に応じて下記ア～ウの3種類の火山情報を発表し、また、定期的に又は必要に応じて、<u>エの火山活動解説資料を作成・公表する。</u> <u>なお、火山情報の種類と発表基準は、表1による。</u></p> <p>エ 火山活動解説資料 防災活動等の利用に適合するよう火山観測の成果、統計及び調査の成果等を編集した資料</p> <p>(2) 知事は、緊急火山情報の通報又は臨時火山情報の伝達を受けたとき、その内容あるいはそれから予測される災害の態様及び取るべき措置を付加したものを、「伊豆東部火山群情報伝達系統図」(図1)により関係機関及び市町村長に通報し、又は伝達する。</p>
7 5	2 避難活動	2 避難活動
7 6	<p>(3) <u>災害弱者の避難</u> 市町村長は、警察官、消防団、自主防災組織等の関係機関の協力を得て、<u>災害弱者の避難が迅速かつ円滑に行われるよう的確な措置に努める。</u></p>	<p>(3) <u>災害時要援護者の避難</u> 市町村長は、警察官、消防団、自主防災組織等の関係機関の協力を得て、<u>災害時要援護者の避難が迅速かつ円滑に行なわれるよう的確な措置に努める。</u></p>
7 6	<p>4 社会秩序維持活動</p> <p>(2) <u>警察</u> <u>警察は、地域の平穏を害する不法事案を未然に防止するため、不穏情報の収集に努め、所要の警備力を集中して事態の収拾を図る。</u></p>	<p>4 社会秩序維持活動</p> <p>(2) <u>県警察</u> <u>県警察は、地域の平穏を害する不法事案を未然に防止するため、不穏情報の収集に努め、所要の警備力を集中して事態の収拾を図る。</u></p>

ページ	現 行	修 正 案
<p>1 2 3</p> <p>1 2 4</p> <p>1 2 5</p>	<p><u>第1編 総論</u></p> <p>第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 3 - 3 防災関係機関</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>(4) 厚生労働省東海北陸厚生局 <u>国立病院等の救護班の派遣による医療救護の実施又は準備</u></p> <p>(9) 経済産業省関東経済産業局 <u>ウ 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物の保安の確保に関すること。</u> エ 略</p> <p>(10) 経済産業省中部経済産業局 電気、ガスの<u>保安</u>に関すること。</p> <p>(11) 関東東北<u>鉱山</u>保安監督部<u>関東支部</u></p> <p><u>鉱山の災害危険予防対策の指導</u> (追加)</p> <p>(12)～(15) 略</p> <p>(16) 第三管区海上保安本部 略</p> <p>(17) 東京管区気象台(静岡地方気象台) ア 県知事に対して速やかに東海地震に関連する情報<u>及び津波予警報</u>の通報を行うこと。 以下略</p> <p>2 指定公共機関 (追加)</p>	<p><u>第1編 総論</u></p> <p>第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 3 - 3 防災関係機関</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>(4) 厚生労働省東海北陸厚生局 ア <u>災害状況の情報収集、連絡調整</u> イ <u>関係職員</u>の派遣 ウ <u>関係機関との連絡調整</u></p> <p>(9) 経済産業省関東経済産業局 (削除)</p> <p>ウ 略</p> <p>(10) 略 電気、ガスの<u>復旧</u>に関すること。</p> <p>(11) 関東東北<u>産業</u>保安監督部 ア <u>火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物の保安の確保に関すること。</u> イ <u>鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。</u></p> <p>(12) <u>中部近畿産業保安監督部</u> 電気、ガスの保安に関すること。</p> <p>(13)～(16) 略</p> <p>(17) 東京管区気象台(静岡地方気象台) ア 県知事に対して速やかに東海地震に関連する情報の通報を行うこと。 以下略</p> <p>(18) 第三管区海上保安本部 略</p> <p>2 指定公共機関</p> <p>(1) <u>独立行政法人国立病院機構</u> ア <u>所管する病院において、医療救護班の派遣による医療救護を準備又は実施させること。</u> イ <u>所管する病院において、可能な範囲で患者を受け入れ、治療</u></p>

ページ	現 行	修 正 案
<p>1 2 5</p> <p>(1) 日本郵政公社東海支社 略</p> <p>(2) 東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社 略</p> <p>(3) 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 略</p> <p>(4) 日本銀行 略</p> <p>(5) 日本赤十字社静岡県支部 略</p> <p>(6) 日本放送協会 略</p> <p>(7) 日本道路公団 略</p> <p>(8) 独立行政法人水資源機構 略</p> <p>(9) 電源開発株式会社 略</p> <p>(10) 日本通運株式会社 略</p> <p>(11) 東京電力株式会社、中部電力株式会社 略</p> <p>1 2 6</p> <p>(12) KDD I 株式会社 略</p>		<p><u>にあたらせること。</u></p> <p><u>ウ ア、イの活動について、必要と認める場合、東海北陸ブロック事務所に医療救護班の活動支援にあたらせること。</u></p> <p>(2) 独立行政法人水資源機構 略</p> <p>(3) 日本郵政公社東海支社 略</p> <p>(4) 日本銀行 略</p> <p>(5) 日本赤十字社静岡県支部 略</p> <p>(6) 日本放送協会 略</p> <p>(7) 日本道路公団 略</p> <p>(8) 東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社 略</p> <p>(9) 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 略</p> <p>(10) 日本通運株式会社 略</p> <p>(11) 東京電力株式会社、中部電力株式会社 略</p> <p>(12) 電源開発株式会社 略</p> <p>(13) KDD I 株式会社 略</p>

ページ	現 行	修 正 案
<p>1 2 9</p> <p>1 3 0</p> <p>1 3 1</p>	<p><u>第2編 平常時対策</u></p> <p>第1章 防災思想の普及 計画の内容</p> <p>2 1 - 1 県</p> <p>2 生徒等に対する教育 県教育委員会は、<u>公立の学校及び幼稚園</u>（「学校等」という。）<u>に対し</u>、<u>幼児児童生徒</u>（以下「生徒等」という。）<u>に対する地震防災教育の指針を示し、その実施を指導する。</u>また、<u>県は、私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導するものとする。</u></p> <p>3 県民に対する防災思想の普及 (7) 相談窓口等 県はそれぞれの機関において、所管する事項について、県民の地震対策の相談に積極的に応ずるものとする。 なお、総括的な事項及び建築に関する事項の相談窓口は次のとおりである。 <u>総括的な事項……………防災局、各県行政センター</u> <u>建物等に関する事項……建築安全推進室、各土木事務所建築住宅課</u></p>	<p><u>第2編 平常時対策</u></p> <p>第1章 防災思想の普及 計画の内容</p> <p>2 1 - 1 県</p> <p>2 生徒等に対する教育 県教育委員会は、<u>公立学校に対し</u>、<u>幼児児童生徒</u>（以下「生徒等」という。）<u>に対する地震防災教育の指針を示し、その実施を指導する。</u>また、<u>県は、私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導するものとする。</u></p> <p>3 県民に対する防災思想の普及 (7) 相談窓口等 県はそれぞれの機関において、所管する事項について、県民の地震対策の相談に積極的に応ずるものとする。 なお、総括的な事項及び建築に関する事項の相談窓口は次のとおりである。 <u>総括的な事項……………防災局、各地域防災局</u> <u>建物等に関する事項……建築安全推進室、各土木事務所建築住宅課</u></p>
<p>1 3 3</p>	<p>第2章 自主防災活動 計画の内容</p> <p>2 2 - 4 県、市町村の指導及び助成</p> <p>1 自主防災組織づくりの推進 県は、<u>県行政センター</u>を中心として市町村に積極的に協力するとともに、<u>自主防災組織と防災関係団体等による協働を促進し、地域防災力の強化と底上げに努める。</u></p>	<p>第2章 自主防災活動 計画の内容</p> <p>2 2 - 4 県、市町村の指導及び助成</p> <p>1 自主防災組織づくりの推進 県は、<u>地域防災局</u>を中心として市町村に積極的に協力するとともに、<u>自主防災組織と防災関係団体等による協働を促進し、地域防災力の強化と底上げに努める。</u></p>

ページ	現 行	修 正 案
135	<p>第3章 地震防災訓練の実施 計画の内容 23-1 県 1 防災訓練の内容 (1) 総合防災訓練 (追加)</p> <p><u>エ～セ</u> 略 (2) 個別防災訓練 ウ 防災業務の訓練 各部門が所掌する防災業務に関する訓練は、部局、室<u>も</u>しくは事務所又は地震災害警戒本部<u>も</u>しくは災害対策本部が設置された場合のそれらの<u>支部</u>単位等(以下「<u>支部</u>単位等」という。)において、単独又は関係機関と共同して訓練を実施するものとし、その重点事項は、ア、イを参考に部局、室(課)<u>も</u>しくは事務所又は<u>支部</u>単位等において定める。 訓練の主なものは次のとおりである。 (ア) <u>支部</u>単位等の地震防災応急対策訓練又は災害応急対策訓練</p>	<p>第3章 地震防災訓練の実施 計画の内容 23-1 県 1 防災訓練の内容 (1) 総合防災訓練 <u>エ 「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による受援活動</u> <u>オ～ソ</u> 略 (2) 個別防災訓練 ウ 防災業務の訓練 各部門が所掌する防災業務に関する訓練は、部局、室(課)<u>若</u>しくは事務所又は地震災害警戒本部<u>若</u>しくは災害対策本部が設置された場合のそれらの<u>方面本部</u>単位等(以下「<u>方面本部</u>単位等」という。)において、単独又は関係機関と共同して訓練を実施するものとし、その重点事項は、ア、イを参考に部局、室(課)<u>若</u>しくは事務所又は<u>方面本部</u>単位等において定める。 訓練の主なものは次のとおりである。 (ア) <u>方面本部</u>単位等の地震防災応急対策訓練又は災害応急対策訓練</p>
139 141 142	<p>第4章 地震災害予防対策の推進 計画の内容 24-2 建築物等の耐震対策 (追加)</p> <p><u>3～5</u> 略</p> <p>24-10 生活の確保 1 食料及び生活必需品の確保 (3) 県 カ <u>緊急物資の集積所</u>の選定及び運営管理等の検討</p>	<p>第4章 地震災害予防対策の推進 計画の内容 24-2 建築物等の耐震対策 <u>3 公共建築物の耐震性能の公表</u> <u>県及び市町村は、所有する公共建築物について、耐震診断の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。</u> <u>4～6</u> 略</p> <p>24-10 生活の確保 1 食料及び生活必需品の確保 (3) 県 カ <u>広域物資拠点</u>の選定及び運営管理等の検討</p>

ページ	現 行	修 正 案
143	<p>5 清掃活動</p> <p>(1) 県が実施すべき事項 あらかじめ定める<u>廃棄物の応急処理計画作成指針</u>に基づき市町村を指導する。</p> <p>(2) 市町村が実施すべき事項 ア 被害想定に基づき<u>発生する廃棄物の応急処理計画</u>を定める。</p>	<p>5 清掃活動</p> <p>(1) 県が実施すべき事項 あらかじめ定める「<u>震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル</u>」に基づき市町村を指導する。</p> <p>(2) 市町村が実施すべき事項 ア 被害想定に基づき、<u>震災時廃棄物(し尿、ごみ)処理計画</u>を定める。</p>
144	<p>24-11 がれき・残骸物の処理体制の整備</p> <p><u>市町村は、災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努めるものとし、県はその整備に協力する。</u></p>	<p>24-11 がれき・残骸物の処理体制の整備</p> <p><u>1 県が実施すべき事項</u> あらかじめ定める「<u>静岡県がれき・残骸物処理マニュアル</u>」に基づき市町村を指導する。</p> <p><u>2 市町村が実施すべき事項</u></p> <p>(1) <u>震災時廃棄物(がれき・残骸物)処理計画</u>を定める。</p> <p>(2) <u>災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。</u></p>

静岡県地域防災計画(地震対策編) 修正新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
<p>157</p> <p>158</p>	<p><u>第3編 地震防災施設緊急整備計画</u></p> <p>第3章 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>33-3 緊急輸送路の整備</p> <p>1 道路の整備</p> <p>(2) 整備の水準</p> <p>知事の指定する1次、2次、3次緊急輸送道路のうち、<u>山間部において集落孤立の危険性が高い箇所について、法面崩壊対策を行う。</u>また、多数の避難生活者が予想される市街地、緊急輸送漁港に関連する農道の整備を図る。</p>	<p><u>第3編 地震防災施設緊急整備計画</u></p> <p>第3章 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>33-3 緊急輸送路の整備</p> <p>1 道路の整備</p> <p>(2) 整備の水準</p> <p>知事の指定する1次、2次、3次緊急輸送道路のうち、<u>地震による被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所の改良を行う。</u>また、多数の避難生活者が予想される市街地、緊急輸送漁港に関連する農道の整備を図る。</p>

ページ	現 行	修 正 案
163	<p>第4編 地震防災応急対策</p> <p>第1章 防災関係機関の活動 計画の内容</p> <p>41-1 県</p> <p>【注意情報発表時】</p> <p>1 防災体制の確保</p> <p>注意情報が発表されたときは、知事は、別に定める静岡県地震災害警戒本部等運営要領(昭和54年11月14日施行)(以下「警戒本部等運営要領」という。)に基づき、指定した参集先に職員を参集させ、地震災害警戒本部及び<u>支部</u>の設置の準備並びに地震防災応急対策の円滑な実施のための準備事務等に従事させる。</p> <p>2 主な業務内容</p> <p>(6) <u>東海地震応急対策活動要領等</u>に基づく<u>広域的な</u>応援の準備要請及び受入れ準備</p> <p>【警戒宣言発令時】</p> <p>1 県地震災害警戒本部</p>	<p>第4編 地震防災応急対策</p> <p>第1章 防災関係機関の活動 計画の内容</p> <p>41-1 県</p> <p>【注意情報発表時】</p> <p>1 防災体制の確保</p> <p>注意情報が発表されたときは、知事は、別に定める静岡県地震災害警戒本部等運営要領(昭和54年11月14日施行)(以下「<u>地震災害警戒本部等運営要領</u>」という。)に基づき、指定した参集先に職員を参集させ、地震災害警戒本部及び<u>方面本部</u>の設置の準備並びに地震防災応急対策の円滑な実施のための準備事務等に従事させる。</p> <p>2 主な業務内容</p> <p>(6) 「<u>東海地震応急対策活動要領</u>に基づく<u>静岡県広域受援計画</u>」による応援の準備要請及び受入準備</p> <p>【警戒宣言発令時】</p> <p>1 <u>静岡県地震災害警戒本部</u></p> <p>(2) 組織及び所掌事務</p> <p><u>ア 地震災害警戒本部、地震災害警戒本部の方面本部(以下この編で「方面本部」という。)の編制及び運営は、静岡県地震災害警戒本部条例(昭和54年条例第30号)及び地震災害警戒本部等運営要領の定めるところによる。</u></p> <p>(削除)</p>
163	<p>1 県地震災害警戒本部</p>	<p>1 <u>静岡県地震災害警戒本部</u></p>
164	<p>(2) 組織及び所掌事務</p> <p><u>組織及び所掌事務は、「静岡県地震災害警戒本部条例(昭和54年条例第30号)」及び警戒本部等運営要領の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。</u></p>	<p>(2) 組織及び所掌事務</p>
	<p><u>ア 組織</u></p> <p><u>警戒本部に、本部長、副本部長、本部員及び本部職員を置く。また県行政センターごとに支部(以下この編において「支部」という。)を置く。</u></p> <p><u>(ア) 本部長</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部長は、知事が当たる。 ・本部長は、警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。 <p><u>(イ) 副本部長</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・副本部長は、副知事、出納長及び県警察本部長が当たる。 	<p><u>ア 地震災害警戒本部、地震災害警戒本部の方面本部(以下この編で「方面本部」という。)の編制及び運営は、静岡県地震災害警戒本部条例(昭和54年条例第30号)及び地震災害警戒本部等運営要領の定めるところによる。</u></p> <p>(削除)</p>

ページ	現 行	修 正 案
164	<p><u>・副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその代理をする。</u></p> <p>(ウ) <u>総合司令室</u></p> <p><u>・総合司令室は、本部長、副本部長、総務部長、防災局長、防災局技監、防災局次長(防災対策担当)、企画部長、健康福祉部長、土木部長及び自衛隊幹部をもって構成する。</u></p> <p><u>・総合司令室は、本部長が主掌し、重要な地震防災応急対策について協議する。</u></p> <p><u>・総合司令室に、総括班、対策班、情報班、広報班、支援班、動員班及び管財班を置き、本部長並びに総合司令室の事務を処理し、各部の対策の連絡調整を行う。</u></p> <p>(エ) <u>本部員会議等</u></p> <p><u>・本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。</u></p> <p><u>・本部員会議は、地震防災応急対策について協議する。</u></p> <p><u>・本部長は、県の地震防災応急対策について協議するため、部長会議を招集する。</u></p> <p>(オ) <u>支部への職員の派遣</u></p> <p><u>・本部長は、必要と認めたときは、地震防災応急対策の支援業務に従事する職員を指揮監督し、支部に派遣することができる。</u></p> <p>(カ) <u>支部</u></p> <p><u>・支部に、支部長、副支部長、その他の職員を置く。</u></p> <p><u>・支部長は、県行政センター所長をもって充てる。</u></p> <p><u>・支部長は、支部の事務を総括し、支部職員を指揮監督する。</u></p> <p>(キ) <u>支部の総括班</u></p> <p><u>・支部に総括班を置き、支部長の事務を処理し、各班の対策の連絡調整を行う。</u></p> <p>(ク) <u>支部会議</u></p> <p><u>・支部長は、支部の地震防災応急対策について協議するため、必要に応じて支部会議を招集する。</u></p> <p>(ケ) <u>市町村への職員の派遣</u></p> <p><u>・支部長は、必要があると認められるときは、職員を市町村へ派遣することができる。</u></p>	

ページ	現 行	修 正 案
164	<p><u>イ 所掌事務</u> 警戒本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 なお、支部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、支部において処理する。</p> <p>(キ) 東海地震応急対策活動要領等に基づく<u>広域的な</u>応援の受入れ準備</p> <p>(削除)</p>	<p><u>イ 地震災害警戒本部が所掌する事務の主なものは次のとおりである。</u> <u>なお、方面本部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、方面本部において対処する。</u></p> <p>(キ) <u>「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による</u>応援の受入れ準備及び調整</p> <p>(3) <u>国の現地警戒本部との連携</u> <u>国の地震災害警戒本部が設置され、現地警戒本部が置かれた場合は、静岡県地震災害警戒本部は、当該現地警戒本部との連携を図り、適切な地震防災応急対策を実施する。</u></p>
164	<p>2 職員動員(配備)</p> <p>(1) <u>総司令室の構成員は、警戒宣言発令時には、直ちに総司令室において防災業務につく。</u></p> <p>(2) <u>警戒本部の各部(局、所)長、各支部長、各班長は、警戒宣言発令時には直ちに所定の場所において防災業務につく。</u></p> <p>(3) <u>総司令室付職員及び支部総括班員並びに各部各班及び各班の職員のうち地震防災応急対策に従事する班及び分掌事務があらかじめ定められた職員(以下「第1次地震防災応急対策要員」という。)は、警戒宣言発令時には、直ちに所定の場所において防災業務につく。ただし、出張中等にあつて、上記によることが困難な場合には、所属長に連絡し、指示を受ける。</u></p>	<p>2 職員動員及び配備</p> <p>(1) <u>職員の動員及び配備は、地震災害警戒本部等運営要領及び地震防災応急(災害)対策要員指名要領の定めるところによる。</u></p> <p>(2) <u>本部長、副本部長及び本部員並びに総括部各班員及び各部各班員のうち初動態勢を確保するために必要な要員は、直ちに地震災害警戒本部の業務に就く。</u></p> <p>(3) <u>方面本部長、副方面本部長及び方面本部員並びに方面本部総括班員、方面本部支援班員及び被害情報等を収集するために市町村に派遣する要員並びに方面本部各班員のうち初動態勢を確保するために必要な要員は、直ちに方面本部の業務に就く。</u></p> <p>(4) <u>それ以外の要員は、その他の要員として、あらかじめ指定された業務に就く。</u></p>
165	<p>(4) <u>第1次地震防災応急対策要員以外の各部各班及び支部各班の職員(以下「第2次地震防災応急対策要員」という。)は、警戒本部等運営要領に基づき指定された参集先に参集し、地震防災応急対策に当たる。ただし、出張中等にあつて、上記によることが困難な場合には、所属長に連絡し、指示を受ける。</u></p>	
165	<p>3 <u>緊急消防援助隊の受入れの準備</u> <u>災害が発生し、他都道府県から緊急消防援助隊を受け入れることになった場合に備え、消防庁及び代表消防機関との連携体制を確保し、受入体制を確保するように努めるものとする。</u></p>	<p>(削除)</p>

ページ	現 行	修 正 案
1 6 5	4 1 - 2 市町村 【注意情報発表時】 2 応急対策の内容 (追加) (3)～(11) 略	4 1 - 2 市町村 【注意情報発表時】 2 応急対策の内容 (3) <u>東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開 錠等開設の準備</u> (4)～(12) 略
1 6 5	【警戒宣言発令時】 2 所掌事務	【警戒宣言発令時】 2 所掌事務
1 6 6	(1) 市町村警戒本部は、概ね次の事項を実施する。 (追加) ク～コ 略	(1) 市町村警戒本部は、概ね次の事項を実施する。 <u>ク 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊の 先遣部隊の受入</u> ケ～サ 略
1 6 6	4 1 - 3 防災関係機関 【警戒宣言発令時】 1 指定地方行政機関	4 1 - 3 防災関係機関 【警戒宣言発令時】 1 指定地方行政機関
1 6 7	(4) 厚生労働省東海北陸厚生局 <u>国立病院、国立療養所の救護班の編成及び出動の準備</u> (13) 第三管区海上保安本部 略 (14) 東京管区气象台(静岡地方气象台) ア 県知事に対する <u>地震予知情報の通報</u> イ <u>地震予知情報等の照会に対する応答と解説</u> 以下略	(4) 厚生労働省東海北陸厚生局 <u>ア 情報収集、連絡調整</u> <u>イ 関係職員の派遣準備</u> <u>ウ 関係機関との連絡調整</u> (13) 東京管区气象台(静岡地方气象台) ア 県知事に対する <u>東海地震予知情報の通報</u> イ <u>東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説</u> 以下略 (14) 第三管区海上保安本部 略
1 6 8	2 指定公共機関 (追加) (1) 日本郵政公社東海支社 略 (2) 東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物	2 指定公共機関 (1) <u>独立行政法人国立病院機構</u> <u>所管する病院における医療救護班の派遣による医療救護の準備</u> (2) 独立行政法人水資源機構 略 (3) 日本郵政公社東海支社 略

ページ	現 行	修 正 案
168	鉄道株式会社 略 (3) 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 略 (4) 日本銀行 略 (5) 日本赤十字社静岡県支部 略 (6) 日本放送協会 略 (7) 日本道路公団 略 (8) 独立行政法人水資源機構 略 (9) 電源開発株式会社 略 (10) 日本通運株式会社 略 (11) 東京電力株式会社、中部電力株式会社 略 (12) KDD I 株式会社 略	(4) 日本銀行 略 (5) 日本赤十字社静岡県支部 略 (6) 日本放送協会 略 (7) 日本道路公団 略 (8) 東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社 略 (9) 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 略 (10) 日本通運株式会社 略 (11) 東京電力株式会社、中部電力株式会社 略 (12) 電源開発株式会社 略 (13) KDD I 株式会社 略
170	第2章 情報活動 計画の内容 42-1 県 2 地震防災活動に関する情報の収集等及び伝達 注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ効果的に実施するため収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を「情報広報実施要領」に定める。 以下略	第2章 情報活動 計画の内容 42-1 県 2 地震防災活動に関する情報の収集等及び伝達 注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ効果的に実施するため <u>の情報収集及び伝達は県防災行政無線等によって行う。</u> <u>収集及び伝達すべき情報の種類、優先順位、取扱い部局等については「情報広報実施要領」に定める。</u> 以下略
170	3 国の地震災害警戒本部等に対する報告 注意情報発表時から注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言が発令されてから警戒宣言が解除されるまで又は東海地震が発生するまでの間において、 <u>県警戒本部等から無線電話等により、次の事項について、その状況を逐次報告する。</u>	3 国の現地警戒本部等に対する報告 注意情報発表時から注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言が発令されてから警戒宣言が解除されるまで又は東海地震が発生するまでの間において、 <u>県警戒本部等から次の事項について、その状況を逐次報告する。</u>
170	4 防災関係機関の有機的連携の推進 (2) 県、市町村間の情報連絡の基本ルート及び情報活動の緊密化 情報の収集及び伝達は、警戒本部等と <u>支部、支部</u> と市町村警戒本	4 防災関係機関の有機的連携の推進 (2) 県、市町村間の情報連絡の基本ルート及び情報活動の緊密化 情報の収集及び伝達は、警戒本部等と <u>方面本部、方面本部</u> と市町

ページ	現 行	修 正 案
170	<p>部等各相互間のルートの基本として、警察署及び関係機関との緊密な連携のもとに行う。</p> <p>注意情報が発表された時及び警戒宣言が発令された時は、情報活動の緊密化のため、警察署は<u>支部</u>及び市町村警戒本部等に警察官を派遣するものとし、<u>支部</u>も必要に応じて職員を市町村警戒本部等へ派遣する。</p>	<p>村警戒本部等各相互間のルートの基本として、警察署及び関係機関との緊密な連携のもとに行う。</p> <p>注意情報が発表された時及び警戒宣言が発令された時は、情報活動の緊密化のため、警察署は<u>方面本部</u>及び市町村警戒本部等に警察官を派遣するものとし、<u>方面本部</u>も必要に応じて職員を市町村警戒本部等へ派遣する。</p>
171	<p>42-2 市町村</p> <p>3 県警戒本部等に対する報告</p> <p>注意情報発表時から注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等への報告は、<u>支部</u>を通じて「情報広報実施要領」に定める項目について、すみやかに行うものとする。</p> <p>以下略</p>	<p>42-2 市町村</p> <p>3 県警戒本部等に対する報告</p> <p>注意情報発表時から注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等への報告は、<u>方面本部</u>を通じて「情報広報実施要領」に定める項目について、速やかに行うものとする。</p> <p>以下略</p>
172	<p>第3章 広報活動 計画の内容</p> <p>43-1 県</p> <p>2 広報実施方法</p> <p>ウ その他の広報媒体</p> <p>(イ) その他の媒体</p> <p>同時通報用無線、有線放送 (追加)</p>	<p>第3章 広報活動 計画の内容</p> <p>43-1 県</p> <p>2 広報実施方法</p> <p>ウ その他の広報媒体</p> <p>(イ) その他の媒体</p> <p>同時通報用無線、有線放送、<u>道路情報提供装置</u></p>

ページ	現 行	修 正 案
174	<p>第5章 緊急輸送活動 計画の内容 45-1 県 1 緊急輸送対象の基本方針 (3) 警戒宣言発令後相当期間が経過し、県内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ国の<u>地震災害警戒本部</u>と協議し、緊急輸送を行う。</p>	<p>第5章 緊急輸送活動 計画の内容 45-1 県 1 緊急輸送対象の基本方針 (3) 警戒宣言発令後相当期間が経過し、県内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ国の<u>現地警戒本部</u>と協議し、緊急輸送を行う。</p>
175	<p>3 輸送体制の確立 (1) 輸送の方法 ア 陸上輸送 1次、2次、3次の緊急輸送道路により必要な輸送を行う。 (追加) ウ 航空輸送 県及び県警察のヘリコプターによるほか、<u>国の地震災害警戒本部長</u>に対し、<u>航空輸送のための自衛隊の地震防災派遣を要請するものとする</u>。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。 (2) 輸送手段の確保 ア 県有車両の活用 イ 民間車両の借上げ ウ <u>国に対する自衛隊の地震防災派遣要請の依頼</u></p>	<p>3輸送体制の確立 (1) 輸送の方法 ア 陸上輸送 1次、2次、3次の緊急輸送道路により必要な輸送を行う。 <u>また、国等からの応援活動を円滑に実施するため、県境等に警戒本部総括部対策班交通誘導係の要員を派遣する。</u> ウ 航空輸送 県及び県警察のヘリコプターによるほか、<u>国の現地警戒本部又は関係省庁</u>に対し、<u>航空輸送を要請するものとする</u>。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。 (2) 輸送手段の確保 ア 県有車両等の活用 イ 民間車両等の借上げ ウ <u>輸送手段確保のための国への協力要請</u></p>
175	<p>45-2 市町村及び防災関係機関 1 市町村 (2) 市町村は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し、必要な措置を<u>要請</u>するものとする。</p>	<p>45-2 市町村及び防災関係機関 1 市町村 (2) 市町村は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し、必要な措置を<u>要求</u>するものとする。</p>
175	<p>45-3 中部運輸局 中部運輸局は、<u>緊急輸送の要請を受けた場合には、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能台数の確認を行い、速やかに出動できるように体制を整えることとする。</u></p>	<p>45-3 中部運輸局 中部運輸局は、<u>静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能数の確認を行う。</u></p>

ページ	現 行	修 正 案
175	<p>第6章 自衛隊の支援 計画作成の主旨 警戒宣言が発せられた場合、知事は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、国に対して自衛隊の地震防災派遣を要請するものとする。</p>	<p>第6章自衛隊の支援 計画作成の主旨 警戒宣言が発せられた場合、知事は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、<u>国の現地警戒本部又は防衛庁</u>に対して自衛隊の派遣を要請するものとする。</p>
176	<p>計画の内容 1 <u>国</u>に対する要請 知事は、<u>国</u>に対し、派遣を要請する事由、派遣を希望する期間、派遣を希望する区域及びその他参考となるべき事項を示して、自衛隊の派遣を要請するものとする。なお、依頼する業務は次のとおりである。</p>	<p>計画の内容 1 <u>国の現地警戒本部等</u>に対する要請 知事は、<u>国の現地警戒本部又は防衛庁</u>に対し、派遣を要請する事由、派遣を希望する期間、派遣を希望する区域及びその他参考となるべき事項を示して、自衛隊の派遣を要請するものとする。なお、依頼する業務は次のとおりである。</p>
176	<p>2 自衛隊との連絡調整 (1) <u>県</u>は、各種情報を的確に把握するため、陸上自衛隊東部方面総監部と情報交換を行う。 (2) <u>県</u>は、自衛隊の地震防災派遣が実施される場合、支援活動の細部に関し、関係部隊等と連絡調整するものとする。</p>	<p>2 自衛隊との連絡調整 (1) <u>警戒本部</u>は、各種情報を的確に把握するため、陸上自衛隊東部方面総監部と情報交換を行う。 (2) <u>警戒本部</u>は、自衛隊の地震防災派遣が実施される場合、支援活動の細部に関し、関係部隊等と連絡調整するものとする。</p>
176	<p>3 地震防災派遣部隊の受入れ (1) <u>県</u>は、<u>自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受入体制をとる。</u> (2) <u>支部は、管内の市町村へ自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、警戒本部及び市町村警戒本部との連絡調整を行う。</u></p>	<p>3 地震防災派遣部隊の受入 <u>警戒本部は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受入体制をとる。また、市町村へ自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、市町村警戒本部との連絡調整を行う。</u></p>

ページ	現 行	修 正 案
177	<p>第7章 避難活動 計画の内容 47-1 避難対策 3 警戒区域の設定 (1) 警戒区域設定対象地域 市町村は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、「<u>大規模地震対策特別措置法</u>」(以下この編で「法」という。)第26条において準用する「<u>災害対策基本法</u>」第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、2の(3)に準じて周知を図る。</p>	<p>第7章 避難活動 計画の内容 47-1 避難対策 3 警戒区域の設定 (1) 警戒区域設定対象地域 市町村は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、<u>大規模地震対策特別措置法</u>第26条において準用する<u>災害対策基本法</u>第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、2の(3)に準じて周知を図る。</p>
178	<p>47-2 避難地の設置及び避難生活 2 避難地の設置及び避難生活 (4) 避難地の運営 ウ 避難地の運営に当たっては、<u>災害時要援護者</u>に配慮するものとする。</p>	<p>47-2 避難地の設置及び避難生活 2 避難地の設置及び避難生活 (4) 避難地の運営 ウ 避難地の運営に当たっては、<u>災害時要援護者及びプライバシー</u>に配慮するものとする。</p>
180	<p>第9章 交通の確保活動 計画の内容 49-1 陸上交通の確保対策 3 交通規制計画 (1) 県内への一般車両の流入制限 隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両(軽車両を除く。)のうち、<u>法</u>第24条に規定する緊急輸送に従事する車両(以下この編において「<u>緊急輸送車両</u>」という。)以外の車両を極力制限する。 以下略</p>	<p>第9章 交通の確保活動 計画の内容 49-1 陸上交通の確保対策 3 交通規制計画 (1) 県内への一般車両の流入制限 隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両(軽車両を除く。)のうち、<u>大規模地震対策特別措置法</u>第24条に規定する緊急輸送に従事する車両(以下この編において「<u>緊急輸送車両</u>」という。)以外の車両を極力制限する。 以下略</p>
181	<p>4 緊急輸送車両の確認等 緊急輸送車両の確認は、<u>法</u>第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。これらの届出等及び確認の手続きについては、別に定め</p>	<p>4 緊急輸送車両の確認等 緊急輸送車両の確認は、<u>大規模地震対策特別措置法</u>第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。これらの届出等及び確認の手</p>

ページ	現 行	修 正 案
181	る。	続きについては、別に定める。
181	<p>第10章 地域への救援活動 計画の内容</p> <p>【注意情報発表時】</p> <p>2 <u>必要に応じて、緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。</u></p> <p>3 <u>緊急物資の流通在庫の著しい減少が生じた場合又はそのおそれが生じた場合は、市町村は県に対して、また、県は国に対してそれぞれ調達又はその準備的措置を要請する。</u></p>	<p>第10章 地域への救援活動 計画の内容</p> <p>【注意情報発表時】</p> <p>2 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。 (削除)</p>
182	<p>4 <u>必要に応じて、緊急物資集積所等の開設準備を実施する。</u></p> <p>5～6 略 (追加)</p>	<p>(削除)</p> <p>3～4 略</p> <p>5 <u>県及び市町村は、広域搬送拠点の立上の準備等、広域搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。</u></p>
182	<p>7 県民は、<u>備蓄食糧・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び飲料水・生活用水の貯水に努める。</u></p>	<p>6 県民は、<u>備蓄食料・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。</u></p>
182	<p>【警戒宣言発令時】</p> <p>410-1 食料及び日用品の確保</p> <p>2 警戒宣言発令時に県、市町村及び防災関係機関等がとる措置 (1) 県</p> <p>ア 市町村長の要請に応じ、市町村域外からの緊急物資の調達及びあっせんを行う。この場合の調達先は、原則として県と緊急物資の供給協定を締結した<u>物資保有者</u>とする。</p> <p>ウ <u>流通在庫の減少の著しい緊急物資については、国に対し調達又はその準備措置を要請する。</u></p> <p>エ 緊急物資の円滑な流通のため、適切な広報を行うとともに、必要により物資の保有者等に対し、<u>収用命令や保管命令</u>を発する。</p> <p>オ <u>緊急物資集積所の開設準備を行う。</u></p>	<p>【警戒宣言発令時】</p> <p>410-1 食料及び日用品の確保</p> <p>2 警戒宣言発令時に県、市町村及び防災関係機関等がとる措置 (1) 県</p> <p>ア 市町村長の要請に応じ、<u>当該市町村域外からの緊急物資の調達及びあっせん</u>を行う。この場合の調達先は、県と緊急物資の供給協定を締結した<u>県内の物資保有者</u>とする。</p> <p>ウ <u>必要量の調達が困難と想定される緊急物資については、国に対し調達を要請する。</u></p> <p>エ 緊急物資の円滑な流通のため、適切な広報を行うとともに、必要により物資の保有者等に対し、<u>保管命令</u>を発する。</p> <p>オ <u>広域物資拠点の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。</u></p>

ページ	現 行	修 正 案
182	(2) 市町村 エ 緊急物資集積所の開設準備を行う。	(2) 市町村 エ 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて、 <u>開設する。</u>
182	3 警戒宣言発令時に調達が必要となる緊急物資 警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、県民がそれぞれ確保することを原則とするが、警戒宣言の発令期間が長期化した場合、県及び市町村は、別に定める量の調達を行うものとする。	3 警戒宣言発令時に調達が必要となる緊急物資 警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、県民がそれぞれ確保することを原則とするが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、市町村は、緊急物資の調達を要請する。
183	410-2 飲料水の確保 県、市町村及び県民は地震発生後における飲料水を確保するため、次の事項を実施する。 1 県 (1) 県民に対して貯水の励行を呼びかける。	410-2 飲料水等の確保 県、市町村及び県民は地震発生後における飲料水等を確保するため、次の事項を実施する。 1 県 (1) 県民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。
183	2 市町村 (1) 住民に対して貯水の励行を呼びかける。	2 市町村 (1) 住民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。
183	3 県民 (1) 飲料水及び生活用水を可能な範囲で貯水する。	3 県民 (1) 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。
183	410-3 医療救護、保健衛生活動及び廃棄物処理の準備 県、市町村及び県民は、救急患者に対する医療救護及び地震発生後における医療救護の準備並びに廃棄物処理、防疫等の保健衛生のため次の活動を行う。 1 医療救護活動 (1) 県 (追加) ウ 国に対して医療救護の応援の準備を要請する。 エ 略	410-3 医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理 県、市町村及び県民は、救急患者の医療救護及び地震発生後の医療救護活動の準備並びに防疫・保健衛生及び廃棄物処理のため、次の活動を行う。 1 医療救護活動 (1) 県 ウ 広域搬送拠点の立上を準備する。 エ 国等に対して医療救護の応援の準備を要請する。 オ 略

ページ	現 行	修 正 案
183	(2) 市町村 (追加) エ～オ 略	(2) 市町村 エ 広域搬送活動のための患者搬送用ヘリポート及び患者搬送用車両を準備する。 オ～カ 略
185 186	第11章 県有施設設備の防災措置 計画の内容 2 公共施設等 【注意情報発表時】 (7) <u>災害応急対策上重要な庁舎</u> 本部(本庁)及び支部(総合庁舎)について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。 【警戒宣言発令時】 (7) <u>災害応急対策上重要な庁舎</u> 本部(本庁)及び支部(総合庁舎)について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急備蓄等の措置を行う。	第11章 県有施設設備の防災措置 計画の内容 2 公共施設等 【注意情報発表時】 (7) <u>本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上必要な庁舎</u> 本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上必要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。 【警戒宣言発令時】 (7) <u>本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎</u> 本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上必要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急備蓄等の措置を行う。
188	第12章 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 計画の内容 【警戒宣言発令時】 4 通信(西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海) (1) あらかじめ指定された防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続する。このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社及び東日本電信電話株式会社の緑色、オレンジ色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。また、災害用伝言ダイヤル171又はiモード災害用伝言板の開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。	第12章 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 計画の内容 【警戒宣言発令時】 4 通信(西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海) (1) あらかじめ指定された防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続する。このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社及び東日本電信電話株式会社の緑色、オレンジ色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。また、災害用伝言ダイヤル171及びiモード災害用伝言板の開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。

ページ	現 行	修 正 案
197	<p><u>第5編 災害応急対策</u></p> <p>第1章 防災関係機関の活動 計画の内容</p> <p>51-1 県</p> <p>1 災害対策本部</p> <p>(2) 組織及び所掌事務</p> <p>ア 災害対策本部、災害対策本部の<u>支部</u>(以下この編で「<u>支部</u>」という。)及び現地災害対策本部(以下この編で「<u>現地本部</u>」という。)の編制及び運営は、静岡県災害対策本部条例(昭和37年条例第43号、<u>参考資料4</u>)及び静岡県災害対策本部運営要領(昭和37年12月14日施行、<u>参考資料5</u>)の定めるところによる。</p> <p>イ 災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。</p> <p>なお、<u>支部管内</u>の範囲で対策実施又は調整できる事務は、<u>支部</u>において対処する。</p> <p>以下略</p> <p>(ケ) 国その他の防災関係機関に対する災害応急対策の実施又は支援の要請 (追加)</p> <p>(コ)～(サ) 略</p> <p><u>ウ 国の非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、国の現地対策本部がおかれた場合は、静岡県災害対策本部は、当該現地対策本部との連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。</u></p>	<p><u>第5編 災害応急対策</u></p> <p>第1章 防災関係機関の活動 計画の内容</p> <p>51-1 県</p> <p>1 災害対策本部</p> <p>(2) 組織及び所掌事務</p> <p>ア 災害対策本部、災害対策本部の<u>方面本部</u>(以下この編で「<u>方面本部</u>」という。)及び現地災害対策本部(以下この編で「<u>現地本部</u>」という。)の編制及び運営は、静岡県災害対策本部条例(昭和37年条例第43号)及び静岡県災害対策本部運営要領(昭和37年12月14日施行)<u>(以下「災害対策本部運営要領」という。)</u>の定めるところによる。</p> <p>イ 災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。</p> <p>なお、<u>方面本部管内</u>の範囲で対策実施又は調整できる事務は、<u>方面本部</u>において対処する。</p> <p>以下略</p> <p>(ケ) 国その他の防災関係機関に対する災害応急対策の実施又は支援の要請並びに支援の受入調整</p> <p>(コ) <u>「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による応援の受入及び調整</u></p> <p>(サ)～(シ) 略</p> <p>(3) <u>国の現地対策本部との連携</u></p> <p><u>国の非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれた場合は、静岡県災害対策本部は、当該現地対策本部との連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。</u></p>

ページ	現 行	修 正 案
<p>197</p> <p>198</p>	<p>2 職員動員(配備)</p> <p>(1) 総合司令室の構成員及びその他の職員の動員については、静岡県災害対策本部運営要領に定める震度階の基準によるものとする。</p> <p>(2) 総合司令室の構成員は、災害対策本部が設置されたときは直ちに総合司令室において災害応急対策に当たる。</p> <p>(3) 災害対策本部の各部長、支部長及び災害対策本部及び支部の各班長は、災害対策本部が設置されたとき、直ちに所定の場所において災害応急対策に当たる。</p> <p>(4) 本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、災害対策の支援業務に従事する職員を指揮監督し、必要に応じ支部に派遣することができる。</p> <p>(5) 総合司令室付職員及び支部総括班員並びに各部各班及び支部各班の職員のうち災害対策に従事する班及び分掌事務があらかじめ定められた職員(以下「第1次災害対策要員」という。)は、災害対策本部が設置されたときは、直ちに所定の場所において防災業務につく。ただし、出張中等にあつて、上記によることが困難な場合は、所属長に連絡し、指示を受ける。</p> <p>(6) 第1次災害対策要員以外の各部各班及び支部各班の職員(以下「第2次災害対策要員」という。)は、災害対策本部が設置されたとき、別に定める静岡県災害対策本部運営要領に定められた事務所等に登庁し、登庁した事務所等を管轄する支部長の指揮の下に災害応急対策に当たる。ただし、出張中等にあつて、上記によることが困難な場合は、所属長に連絡し、指示を受ける。</p> <p>(7) 動員班長は、地震発生後できるだけ速やかに職員の配備状況を把握するものとする。</p>	<p>2 職員動員及び配備</p> <p>(1) 職員の動員及び配備は、災害対策本部運営要領及び地震防災応急(災害)対策要員指名要領の定めるところによる。</p> <p>(2) 本部長、副本部長及び本部員並びに総括部各班員及び各部各班員のうち初動態勢を確保するために必要な要員は、直ちに災害対策本部の業務に就く。</p> <p>(3) 方面本部長、副方面本部長及び方面本部員並びに方面本部総括班員、方面本部支援班員及び被害情報等を収集するために市町村に派遣する要員並びに方面本部各班員のうち初動態勢を確保するために必要な要員は、直ちに方面本部の業務に就く。</p> <p>(4) それ以外の要員は、その他の要員として、あらかじめ指定された業務に就く。</p>

ページ	現 行	修 正 案
198	51-2 市町村 3 市町村災害対策本部の所掌事務 (1) 市町村災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 (追加) エ～シ 略	51-2 市町村 3 市町村災害対策本部の所掌事務 (1) 市町村災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 エ 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊等の受入 オ～ス 略
199	51-3 防災関係機関 1 指定地方行政機関 (4) 厚生労働省東海北陸厚生局 <u>国立病院、国立療養所の災害応急対策及び救護班の派遣</u> (9) 経済産業省関東経済産業局 ウ 危険物等の保安の確保 (10) 経済産業省中部経済産業局 電気、ガスの <u>保全</u> に関すること。 (11) 関東東北鉱山保安監督部関東支部 ア <u>鉱山における災害の防止に関する措置</u> イ <u>鉱山における災害応急対策に関する措置</u> (追加) (12)～(15) 略	51-3 防災関係機関 1 指定地方行政機関 (4) 厚生労働省東海北陸厚生局 ア <u>災害状況の情報収集、連絡調整</u> イ <u>関係職員の派遣</u> ウ <u>関係機関との連絡調整</u> (9) 経済産業省関東経済産業局 (削除) (10) 経済産業省中部経済産業局 電気、ガスの <u>復旧</u> に関すること。 (11) 関東東北産業保安監督部 ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保安確保 イ <u>鉱山に関する災害時の応急対策と保安確保</u> (12) <u>中部近畿産業保安監督部</u> <u>電気、ガスの保安に関すること。</u> (13)～(16) 略
200	(16) 第三管区海上保安本部 略 (17) 東京管区气象台(静岡地方气象台) ア 津波警報、注意報の通知、津波情報、地震情報(地震予知情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説	(17) 東京管区气象台(静岡地方气象台) ア 津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報(東海地震予知情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説 (18) 第三管区海上保安本部 略
200	2 指定公共機関 (追加)	2 指定公共機関 (1) <u>独立行政法人国立病院機構</u> ア <u>所管する病院における医療救護班の派遣による医療救護の実施</u>

ページ	現 行	修 正 案
<p>200</p> <p>201</p>	<p>(1) 日本郵政公社東海支社 略</p> <p>(2) 東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社 略</p> <p>(3) 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 ウ 災害用伝言ダイヤルサービス又は i モード災害用伝言板サービスの提供</p> <p>(4) 日本銀行 略</p> <p>(5) 日本赤十字社静岡県支部 略</p> <p>(6) 日本放送協会 略</p> <p>(7) 日本道路公団 略</p> <p>(8) 独立行政法人水資源機構 略</p> <p>(9) 電源開発株式会社 略</p> <p>(10) 日本通運株式会社 略</p> <p>(11) 東京電力株式会社、中部電力株式会社 略</p> <p>(12) KDD I 株式会社 略</p>	<p><u>イ</u> 所管する病院における可能な範囲での患者の受入れ及び治療</p> <p><u>ウ</u> <u>ア</u>、<u>イ</u>の活動について、必要と認める場合、東海北陸ブロック事務所での医療救護班の活動支援</p> <p>(2) 独立行政法人水資源機構 略</p> <p>(3) 日本郵政公社東海支社</p> <p>(4) 日本銀行 略</p> <p>(5) 日本赤十字社静岡県支部 略</p> <p>(6) 日本放送協会 略</p> <p>(7) 日本道路公団 略</p> <p>(8) 東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社 略</p> <p>(9) 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 ウ 災害用伝言ダイヤルサービス及び i モード災害用伝言板サービスの提供</p> <p>(10) 日本通運株式会社 略</p> <p>(11) 東京電力株式会社、中部電力株式会社 略</p> <p>(12) 電源開発株式会社 略</p> <p>(13) KDD I 株式会社 略</p>
<p>202</p>	<p>第2章 情報活動 計画の内容 52-1 基本方針 1 県、市町村間の情報活動の緊密化</p> <p>(1) 情報の収集及び伝達は、災害対策本部と<u>支部</u>、<u>支部</u>と市町村災害対策本部各相互のルートの基本として警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。</p> <p>(2) 情報活動の緊密化のため警察署は、<u>支部</u>及び市町村災害対策本部に警察官を派遣するものとし、<u>支部</u>も市町村災害対策本部に職員を派遣する。</p>	<p>第2章 情報活動 計画の内容 52-1 基本方針 1 県、市町村間の情報活動の緊密化</p> <p>(1) 情報の収集及び伝達は、災害対策本部と<u>方面本部</u>、<u>方面本部</u>と市町村災害対策本部各相互のルートの基本として警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。</p> <p>(2) 情報活動の緊密化のため警察署は、<u>方面本部</u>及び市町村災害対策本部に警察官を派遣するものとし、<u>方面本部</u>も市町村災害対策本部に職員を派遣する。</p>

ページ	現 行	修 正 案
203	52-3 情報の収集 1 県 (1) 震度情報の収集 <u>県庁、県行政センター</u> 及び市町村に設置した計測震度計により、震度情報の収集を行う。	52-3 情報の収集 1 県 (1) 震度情報の収集 <u>本庁、総合庁舎、水産試験場富士養鱒場</u> 及び市町村に設置した計測震度計により、震度情報の収集を行う。
204	(3) 職員派遣による収集 ア <u>支部</u> は大規模地震発生後、直ちに職員を市町村に派遣し、市町村より被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。	(3) 職員派遣による収集 ア <u>方面本部</u> は大規模地震発生後、直ちに職員を市町村に派遣し、市町村より被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。
204	52-5 報告及び要請事項の処理 1 国及び防災関係機関に対する報告及び要請	52-5 報告及び要請事項の処理 1 国及び防災関係機関に対する報告及び要請
205	(2) 「災害対策基本法」第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に被害状況等を報告すべき災害は、次のとおりである。 <u>消防庁宿直室</u> (追加) 電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553	(2) 「災害対策基本法」第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に被害状況等を報告すべき災害は、次のとおりである。 <u>消防庁震災等応急室</u> <u>平日 (9:30~17:45)</u> <u>電話 03-5253-7527</u> <u>FAX 03-5253-7537</u> <u>上記以外</u> 電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553
205	2 災害対策本部に対する報告及び要請 (1) 市町村災害対策本部は、「情報広報実施要領」に定める情報事項について速やかに災害対策本部に対し報告し、又は要請を行うものとする。 <u>消防庁宿直室</u> (追加) 電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553	2 災害対策本部に対する報告及び要請 (1) 市町村災害対策本部は、「情報広報実施要領」に定める情報事項について速やかに災害対策本部に対し報告し、又は要請を行うものとする。 <u>消防庁震災等応急室</u> <u>平日 (9:30~17:45)</u> <u>電話 03-5253-7527</u> <u>FAX 03-5253-7537</u> <u>上記以外</u> 電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553

ページ	現 行	修 正 案
206	<p>第3章 広報活動 計画の内容 53-1 県 2 広報実施方法 (1) 災害対策本部の広報及び情報の発表は、報道機関の協力を得て、次の広報媒体により一元的に行う。 イ 視聴覚媒体 (ウ) 同時通報用無線、有線放送 (追加)</p>	<p>第3章 広報活動 計画の内容 53-1 県 2 広報実施方法 (1) 災害対策本部の広報及び情報の発表は、報道機関の協力を得て、次の広報媒体により一元的に行う。 イ 視聴覚媒体 (ウ) 同時通報用無線、有線放送、道路情報提供装置</p>
207 207 208	<p>第4章 緊急輸送活動 計画作成の主旨 災害応急対策要員、緊急物資及び応急復旧資機材の緊急輸送を円滑に行うため、必要な体制、車両、人員、資機材等の確保、緊急輸送の調整などについて定める。 (追加)</p> <p>計画の内容 54-1 県 1 緊急輸送対策の基本方針 (1) 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、<u>災害対策</u>の各段階に応じた的確な対応をとるものとする。 (3) 県内で輸送手段等の調整ができないときは、国又は<u>災害時における応援協定を締結している各都県</u>に協力を要請する。</p> <p>2 緊急輸送の対象等 (1) <u>緊急輸送の対象とする人員、物資等</u> <u>ア～イ</u> 略 <u>ウ</u> 食料、飲料水、緊急物資等 <u>エ～カ</u> 略</p>	<p>第4章 緊急輸送活動 計画作成の主旨 災害応急対策要員、緊急物資及び応急復旧資機材の緊急輸送を円滑に行うため、必要な体制、車両、人員、資機材等の確保、緊急輸送の調整などについて定める。 <u>なお、東海地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による。</u></p> <p>計画の内容 54-1 県 1 緊急輸送対策の基本方針 (1) 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、<u>災害応急対策</u>の各段階に応じた的確な対応をとるものとする。 (3) 県内で輸送手段等の調整ができないときは、国又は<u>全国知事会</u>に協力を要請する。</p> <p>2 緊急輸送の対象等 (削除) <u>(1)～(2)</u> 略 <u>(3)</u> 食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資 <u>(4)～(6)</u> 略</p>

ページ	現 行	修 正 案
208	<p>(2) <u>緊急輸送の経過の想定</u></p> <p><u>ア 第一段階(被災直後)</u> <u>自衛隊のヘリコプターによる輸送支援を中心に次の輸送を行う。</u></p> <p><u>(ア) 災害応急対策要員及び災害応急対策に必要な医療従事者又は医療品等</u> <u>(イ) 緊急処置のために搬送を必要とする重症患者等</u> <u>(ウ) 無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材</u> <u>(エ) 災害の拡大を防止するための人員及び資機材</u> <u>(オ) ヘリコプターの燃料</u></p> <p><u>イ 第二段階(概ね被災から1週間後まで)</u> <u>ヘリコプター、航空機、船舶及び輸送可能な道路を利用して次の輸送を行う。なお、地域による被害状況の違い等を勘案して効果的な輸送を行うよう努める。</u></p> <p><u>(ア) 第一段階の輸送の続行</u> <u>(イ) 食料等生命の維持に必要な緊急物資</u> <u>(ウ) 輸送路確保のための必要な人員及び資機材</u> <u>(エ) 移動手段のない旅行者等</u></p> <p><u>ウ 第三段階(概ね被災から1週間後以降)</u> <u>陸上及び海上の輸送を中心に次の輸送を実施する。なお陸上交通が不可能な地域に対しては空中輸送を継続する。</u></p> <p><u>(ア) 災害復旧に必要な人員、資機材</u> <u>(イ) 生活必需品</u></p>	(削除)
208	<p>3 緊急輸送体制の確立</p> <p>(1) 陸上輸送体制</p> <p>ア 輸送路の確保</p> <p>(ア) 道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て交通が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。</p> <p>(イ) 災害対策本部は、交通可能道路等の情報に基づき緊急ルートを選定する。</p> <p>(ウ) 道路管理者は、選定された緊急ルートの確保に努める。</p>	<p>3 緊急輸送体制の確立</p> <p>(1) 陸上輸送体制</p> <p>ア 輸送路の確保</p> <p>(ア) 道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。</p> <p>(イ) 災害対策本部は、緊急輸送ルートの被害状況を把握し、通行可否を確認する。</p> <p>(ウ) 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努め</p>

ページ	現 行	修 正 案
208	<p>更にあらかじめ指定された1次、2次、3次の緊急輸送路の順に緊急輸送路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。</p> <p>イ 輸送手段の確保 <u>緊急輸送は知事の要請により、自衛隊、東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本通運株式会社等の協力を得て次の車両により行う。知事は県内において輸送手段の調達ができない場合、又は、県外から輸送を行う場合で必要があるときは、国又は災害時における応援協定を締結している各都県に協力を要請する。</u></p> <p>(イ) <u>陸上自衛隊の車両</u></p>	<p>更にあらかじめ指定された1次、2次、3次の緊急輸送路の順に緊急輸送路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。</p> <p>イ 輸送手段の確保 <u>緊急輸送は、自衛隊、東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本通運株式会社等の協力を得て次の車両により行う。知事は県内において輸送手段の調達ができない場合、又は、県外から輸送を行う場合で必要があるときは、国又は<u>全国知事会</u>に協力を要請する。</u></p> <p>(イ) <u>自衛隊の車両</u></p>
209	<p>ウ 集積所及び要員の確保 <u>(ア) 物資集積所及び要員の確保は「静岡県緊急物資集積所設置運営要領」による。</u> <u>(イ) 支部、市町村ごとの物資集積所は別に定める。</u></p> <p>(2) 海上輸送体制 ア 輸送路の確保 <u>(イ) 災害対策本部は、港湾施設等の被害状況の情報に基づき海上輸送ルートを決める。</u> イ 輸送手段の確保 緊急輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。 なお、知事は必要に応じて<u>国及び他の都道府県</u>に対し協力を要請する。 ウ 集積場所及び要員の確保 <u>(ア) 港湾及び漁港の管理者は、港湾・漁港施設、公共用地等を利用して物資の集積場所を確保する。</u> <u>(イ) 物資の集積配分業務を円滑に行うため、物資の集積場所には必要に応じて県職員を派遣する。</u></p>	<p>ウ 広域物資拠点及び要員の確保 <u>(ア) 方面本部ごとの広域物資拠点は、別に定める。</u> <u>(イ) 緊急物資の荷捌業務等を円滑に行うため、広域物資拠点に県職員を派遣する。</u></p> <p>(2) 海上輸送体制 ア 輸送路の確保 <u>(イ) 災害対策本部は、港湾施設等の被害状況や荷役業者の確保等を勘案し、使用可能な港湾を選定する。</u> イ 輸送手段の確保 緊急輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。 なお、知事は必要に応じて、<u>国又は全国知事会</u>に対して、協力を要請する。 ウ 緊急物資集積場所及び要員の確保 <u>(ア) 港湾及び漁港の管理者は、港湾・漁港施設、公共用地等を利用して緊急物資集積場所を確保する。</u> <u>(イ) 緊急物資の荷捌業務等を円滑に行うため、緊急物資集積場所に県職員を派遣する。</u></p>

ページ	現 行	修 正 案
209	<p>(3) 航空輸送体制</p> <p>ア 輸送施設の確保</p> <p>(ウ) <u>支部は、管内市町村を通じあらかじめ定めたヘリポートの使用可能状況を把握し、災害対策本部に報告する。</u></p> <p>(エ) <u>必要に応じ静岡市又は日本赤十字社静岡県支部に要請し三保飛行場の利用可能状況を把握する。</u></p> <p>イ 輸送の手段</p> <p>緊急輸送は、自衛隊、日本赤十字社静岡県支部等の協力を得て次の航空機により行う。</p> <p>(ア) 自衛隊の航空機</p> <p>(追加)</p> <p>(ウ) 略</p> <p>ウ <u>集積場所及び要員の確保</u></p> <p>自衛隊との事前の協議に基づき、浜松基地、静浜基地、板妻駐屯地内に<u>集積場所</u>を設けるとともに必要に応じ連絡調整に当るため、<u>県職員を派遣する。</u></p> <p>(4) 燃料確保対策</p> <p>イ 航空機の燃料</p> <p>県の所有する防災ヘリコプター及び<u>他県からの応援ヘリコプターの災害応急対策活動等のため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。</u></p> <p>(5) 輸送の調整等</p> <p>ア 略</p> <p>第1順位 県民の生命の安全を確保するため必要な輸送</p>	<p>(3) 航空輸送体制</p> <p>ア 輸送施設の確保</p> <p>(ウ) <u>方面本部は、管内市町村を通じあらかじめ定めたヘリポートの使用可能状況を把握し、災害対策本部に報告する。</u></p> <p>(エ) <u>必要に応じて、静岡空港（予定地）及び三保飛行場の利用可能状況を把握する。</u></p> <p>イ 輸送の手段</p> <p>緊急輸送は、<u>他都道府県等及び</u>自衛隊、日本赤十字社静岡県支部等の協力を得て次の航空機により行う。</p> <p>(ア) 自衛隊等の航空機</p> <p><u>(ウ) 他都道府県等のヘリコプター</u></p> <p>(エ) 略</p> <p>ウ <u>緊急物資集積場所及び要員の確保</u></p> <p>自衛隊との事前の協議に基づき、浜松基地、静浜基地、板妻駐屯地内に<u>緊急物資集積場所</u>を設けるとともに必要に応じ連絡調整に当るため、<u>県職員を派遣する。</u></p> <p>(4) 燃料確保対策</p> <p>イ 航空機の燃料</p> <p>県の所有する防災ヘリコプター及び<u>他の都道府県からの応援ヘリコプターの災害応急対策活動等のため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。</u></p> <p>(5) 輸送の調整等</p> <p>ア 略</p> <p>第1順位 県民の生命の安全を確保する<u>ために必要な輸送</u></p>
210	<p>54-2 市町村及び防災関係機関の緊急輸送</p> <p>3 国土交通省中部運輸局の緊急輸送</p> <p><u>国土交通省中部運輸局(陸上輸送に関すること。)</u>は、緊急輸送の要請を受けた場合には、<u>静岡陸運支局を通じて関係協会及び当陸運支局の管轄地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車の出動可能台数等の確認を行う。次いで速やかに関係自動車運送事業者に出動できるよう体制を整えさせることとする。</u></p>	<p>54-2 市町村及び防災関係機関の緊急輸送</p> <p>3 国土交通省中部運輸局の緊急輸送</p> <p><u>中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能数の確認を行うとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。</u></p>

ページ	現 行	修 正 案
<p>210</p> <p>210</p>	<p>第5章 広域応援活動</p> <p>計画作成の主旨</p> <p>広域激甚な災害に対応する県、警察、市町村、自衛隊等の応援活動の概要を示す。 (追加)</p> <p>計画の内容</p> <p>55-1 行政機関及び民間団体の応援活動</p> <p>1 県</p> <p>(1) 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請</p> <p>知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、<u>「災害対策基本法」第29条の規定に基づき、次の事項を明らかにして、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長に対し応急措置の実施を要請する。</u></p> <p><u>ア 援助を必要とする理由</u></p> <p><u>イ 援助を必要とする人員、航空機、装備、資機材等</u></p> <p><u>ウ 援助を必要とする場所</u></p> <p><u>エ 県内経路</u></p> <p><u>オ 期間、その他必要事項</u></p> <p>また、「災害対策基本法」第30条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、次の事項を明らかに<u>した上で</u>職員の出遣についてあつせんを求める。</p> <p>以下略</p> <p>(2) <u>他の都道府県に対する応援要請</u></p> <p>知事は、他の都道府県知事とあらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、<u>この協定に基づき応援を要請する。</u></p> <p>なお協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の県に対して<u>応援を要請する。</u></p>	<p>第5章 広域応援活動</p> <p>計画作成の主旨</p> <p>広域激甚な災害に対応する県、警察、市町村、自衛隊等の応援活動の概要を示す。</p> <p><u>なお、東海地震発生時における広域応援の受入は、別に定める「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による。</u></p> <p>計画の内容</p> <p>55-1 行政機関及び民間団体の応援活動</p> <p>1 県</p> <p>(1) 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請</p> <p>知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、<u>災害対策基本法第29条の規定に基づき、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等に対し、次の事項を明らかにして職員の出遣を要請する。</u></p> <p><u>ア 出遣を要請する理由</u></p> <p><u>イ 出遣を要請する職員の職種別人員数</u></p> <p><u>ウ 出遣を必要とする期間</u></p> <p><u>エ 出遣される職員の給与その他の勤務条件</u></p> <p><u>オ その他職員の出遣について必要な事項</u></p> <p>また、知事は、必要があると認めるときは、<u>災害対策基本法第30条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、次の事項を明らかにして職員の出遣についてあつせんを求める。</u></p> <p>以下略</p> <p>(2) <u>全国知事会に対する応援要請</u></p> <p>知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、<u>相互応援協定に基づき、全国知事会に応援を要請する。</u></p>

ページ	現 行	修 正 案
2 1 1	<p>(4) 民間団体等に対する応援協力の要請 ア 応援協力要請の対象となる民間団体等 (ア) 青年団体、女性団体、商工団体、農林水産団体、日本赤十字社奉仕団 (イ) 大学、高校、<u>各種講習所、養成所等の学生・生徒</u> (ウ) <u>その他、奉仕活動を申し入れたボランティア団体等</u></p>	<p>(4) 民間団体等に対する応援協力の要請 ア 応援協力要請の対象となる民間団体等 (ア) 青年団、女性団体、商工団体、農林水産団体、日本赤十字社奉仕団 (イ) 大学、高校、<u>県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒</u> (削除)</p>
2 1 1	<p>2 県警察 (1) <u>他の都道府県警察に対する援助要請</u> (削除) 県公安委員会は、県内警備力を持って災害に対処することができない場合、次の事項を明らかにして警察庁又は他の都道府県警察に対し「警察法(昭和22年法律第162号)」第60条に基づく<u>援助要請</u>を行う。</p>	<p>2 県警察 県公安委員会は、県内警備力を持って災害に対処することができない場合、次の事項を明らかにして警察庁又は他の都道府県警察に対し「警察法(昭和22年法律第162号)」第60条第1項に基づく<u>援助を要求する</u>。</p>
2 1 1	<p>3 消防 知事は、災害の状況により消防の広域応援の必要があると認めるときは、「消防組織法(昭和22年法律第226号)」第24条の3に基づき、<u>次の事項を明らかにして、消防庁長官に対し応援出動等の措置を要請する</u>。 ア <u>応援を必要とする理由</u> イ <u>応援を必要とする人員、航空機、装備、資機材等</u> ウ <u>応援を必要とする場所</u> エ <u>県内経路</u> オ <u>その他必要事項</u></p>	<p>3 消防 知事は、災害の状況により消防の県外からの広域応援の必要があると認めるときは、消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条の3の規定に基づき、<u>消防庁長官に対し、次の事項を明らかにして緊急消防援助隊の応援を要請する</u>。 ア <u>災害の種別・状況</u> イ <u>人的・物的被害の状況</u> ウ <u>必要な応援部隊の種類と部隊数</u> エ <u>応援部隊の集積場所及び到達ルート</u> (削除)</p>
2 1 2	<p>5 5 - 2 自衛隊の支援 1 自衛隊の災害派遣の要請 知事は、<u>自衛隊の災害派遣を必要とするときは</u>、支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請するものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。</p>	<p>5 5 - 2 自衛隊の支援 1 自衛隊の災害派遣の要請 知事は、<u>自衛隊の災害派遣を必要とするときは</u>、<u>自衛隊法第83条第1項に基づき</u>支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請するものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。</p>

ページ	現 行	修 正 案
212	<p>(2) 派遣要請手続 <u>知事は、次の事項を明らかにした文書をもって、東海地震の場合には、陸上自衛隊第 34 普通科連隊を通じて陸上自衛隊東部方面総監(大規模震災災害派遣実施部隊の長)あて、その他の地震災害の場合は、陸上自衛隊第 34 普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊浜松基地航空教育集団司令官あて要請する。</u> ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。</p> <p>(3) 市町村長等の災害派遣要請の要求の依頼手続 市町村長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対し<u>自衛隊の派遣要請について(2)のア～エの事項を明示した文書をもって、必要な措置を講ずるよう要求する。</u> ただし、緊急の場合は、防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。</p> <p>以下略</p>	<p>(2) 派遣要請手続 <u>知事は、次の事項を明らかにした要請書により、陸上自衛隊第 34 普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊浜松基地航空教育集団司令官に対して、要請する。</u> ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。</p> <p>(3) 市町村長の災害派遣要請の要求 市町村長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、<u>上記(2)のア～エの事項を明示した要請書により、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。</u> ただし、緊急を要するときは、<u>県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。</u></p> <p>以下略</p>
212	2 自衛隊との連絡	2 自衛隊との連絡
	(1) 情報交換	(1) 情報交換
213	<p>陸上自衛隊第 34 普通科連隊第 2 科 音声 5(又は 8)－839－9106 FAX 5(又は 8)－839－9100 海上自衛隊横須賀地方総監部 電話番号 0468-22-3500 音声 8－844－9106 FAX 8－844－9100 航空自衛隊航空教育集団司令部(浜松基地) 音声 5(又は 8)－843－9106 FAX 5(又は 8)－843－9100</p> <p>(2) 連絡班の派遣等 ア <u>東海地震の場合には、陸上自衛隊第 34 普通科連隊を通じて陸上自衛隊東部方面総監部を窓口として、陸、海、空部隊に対し、連絡班の派遣を要請する。</u></p>	<p>陸上自衛隊第 34 普通科連隊第 2 科 音声 5[※](又は 8[※])－839－9106 FAX 5[※](又は 8[※])－839－9100 海上自衛隊横須賀地方総監部 電話番号 046-822-3500 音声 8[※]－844－9106 FAX 8[※]－844－9100 航空自衛隊航空教育集団司令部(浜松基地) 音声 5[※](又は 8[※])－843－9106 FAX 5[※](又は 8[※])－843－9100</p> <p>(2) 連絡班の派遣等 ア <u>知事は、陸上自衛隊第 34 普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊浜松基地航空教育集団司令官に対して、連絡班の派遣を要請する。</u></p>

ページ	現 行	修 正 案
2 1 3	<p><u>その他の地震災害の場合は、陸上自衛隊第 34 普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊浜松基地航空教育集団司令官に連絡班の派遣を要請する。</u></p> <p>イ 自衛隊派遣業務の円滑化を図るため災害対策本部及び<u>支部</u>に自衛隊連絡室を設置し連絡調整を行う。</p>	<p>イ 自衛隊派遣業務の円滑化を図るため災害対策本部及び<u>方面本部</u>に自衛隊連絡室を設置し連絡調整を行う。</p>
2 1 3	<p>4 災害派遣部隊の撤収</p> <p>知事は、当該市町村長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、<u>派遣の必要がなくなったと認めた場合は、東海地震の場合には、陸上自衛隊東部方面総監（大規模震災災害派遣実施部隊の長）に、その他の地震災害の場合は、陸上自衛隊第 34 普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊浜松基地航空教育集団司令官に対し派遣部隊の撤収を要請する。</u></p>	<p>4 災害派遣部隊の撤収要請</p> <p>知事は、当該市町村長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、<u>派遣の必要がなくなったと認めた場合は、陸上自衛隊第 34 普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊浜松基地航空教育集団司令官に対して、派遣部隊の撤収を要請する。</u></p>
2 1 3	<p>5 5 - 3 海上保安庁の支援</p> <p>1 海上保安庁の支援の要請</p> <p>(2) 支援要請手続き</p> <p>知事は、次の事項を明らかにした<u>文書を持って</u>、清水海上保安部又は下田海上保安部を窓口として海上保安庁第三管区海上保安本部長に要請する。</p> <p>ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに<u>文書をもって措置</u>する。また、清水海上保安部又は下田海上保安部との連絡が困難である場合には、第三管区海上保安本部もしくは他の海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとする（海上保安庁の巡視船艇・航空機は、防災相互通信波の受信機を搭載）。</p>	<p>5 5 - 3 海上保安庁の支援</p> <p>1 海上保安庁の支援の要請</p> <p>(2) 支援要請手続</p> <p>知事は、次の事項を明らかにした<u>要請書により</u>、清水海上保安部又は下田海上保安部を窓口として海上保安庁第三管区海上保安本部長に要請する。</p> <p>ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに<u>文書により要請</u>する。また、清水海上保安部又は下田海上保安部との連絡が困難である場合には、第三管区海上保安本部もしくは他の海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとする（海上保安庁の巡視船艇・航空機は、防災相互通信波の受信機を搭載）。</p>
2 1 4	<p>ア 災害の<u>概要</u>及び支援活動を要請する理由</p> <p>エ その他参考となる事項</p> <p>(3) 市町村長の支援要請の依頼手続き</p> <p>市町村長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対し<u>海上保安庁の支援について(2)のア～エの事</u></p>	<p>ア 災害の<u>状況</u>及び支援活動を要請する理由</p> <p>エ その他参考となる<u>べき事項</u></p> <p>(3) 市町村長の支援要請の依頼手続</p> <p>市町村長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、<u>上記(2)のア～エの事項を明示した要請書</u></p>

ページ	現 行	修 正 案
	<p>項を明示した<u>文書をもって、必要な措置を講ずるよう依頼する。</u> ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。 また、<u>事態が急迫し、知事に要請を依頼するいとまがない場合、又は知事を通じて要請することが困難な場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してはその旨を速やかに連絡する。</u></p>	<p>により、<u>海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。</u> ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により<u>知事に依頼する。</u> また、<u>知事への依頼ができない場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。</u></p>
216	<p>第6章 災害の拡大防止活動 計画の内容 56-3 人命の救出活動 2 県 (追加)</p>	<p>第6章 災害の拡大防止活動 計画の内容 56-3 人命の救出活動 2 県 <u>オ 行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機等による騒音の発生を禁止するサイレントタイムの設定を行い、関係機関に対し協力を要請する。</u></p>
217 220	<p>第7章 避難活動 57-1 避難対策 3 避難のための勧告及び指示 (1) 勧告・指示の基準 エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にい ない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。 (追加) 57-2 避難所の設置及び避難生活 2 避難所の設置及び避難生活 (2) 設置場所 オ 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、<u>県を經由して中部運輸局清水運輸支局清水庁舎又は同下田海事事務所</u>に船舶のあつせんを要請する。</p>	<p>第7章 避難活動 57-1 避難対策 3 避難のための勧告及び指示 (1) 勧告・指示の基準 エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にい ない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。<u>この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛庁長官の指定する者に報告する。</u> 57-2 避難所の設置及び避難生活 2 避難所の設置及び避難生活 (2) 設置場所 オ 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、<u>県を經由して中部運輸局静岡運輸支局</u>に船舶のあつせんを要請する。</p>

ページ	現 行	修 正 案
220	<p>(4) 避難所の運営 ウ 避難所での避難生活の運営に当たっては、<u>災害時要援護者に配慮するものとする。</u></p>	<p>(4) 避難所の運営 ウ 避難所での避難生活の運営に当たっては、<u>災害時要援護者及びプライバシーに配慮するものとする。</u></p>
223 224	<p>第9章 交通の確保対策 計画の内容 59-1 陸上交通の確保 4 交通規制の実施 (1) 初動の措置 イ 県公安委員会は、緊急交通路を確保するため<u>災対法</u>の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。</p> <p>59-2 海上交通の確保 3 海上交通確保の措置 (3) 海上自衛隊及び海上保安庁に対する支援要請 知事は、市町村又は港湾及び漁港の管理者から、油の流出による火災の鎮圧、水路・航路の確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について、応援要請があったときは、<u>自衛隊</u>、海上保安庁等に対し応援を要請する。</p>	<p>第9章 交通の確保対策 計画の内容 59-1 陸上交通の確保 4 交通規制の実施 (1) 初動の措置 イ 県公安委員会は、緊急交通路を確保するため<u>災害対策基本法</u>の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。</p> <p>59-2 海上交通の確保 3 海上交通確保の措置 (3) 海上自衛隊及び海上保安庁等に対する支援要請 知事は、市町村又は港湾及び漁港の管理者から、油の流出による火災の鎮圧、水路・航路の確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について、応援要請があったときは、<u>海上自衛隊</u>、海上保安庁等に対し応援を要請する。</p>
224	<p>第10章 地域への救援活動 計画作成の主旨 日常生活に支障をきたした、り災者等に対して行う<u>食料その他の生活必需品、飲料水及び燃料の供給</u>、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、死体捜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について県、市町村、自主防災組織、県民等が実施する対策を示す。 (追加)</p>	<p>第10章 地域への救援活動 計画作成の主旨 日常生活に支障をきたした、り災者等に対して行う食料、<u>飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保</u>、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、死体捜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について県、市町村、自主防災組織、県民等が実施する対策を示す。 <u>なお、東海地震発生時における広域応援の受入に係る地域への救援活動については、「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による。</u></p>

ページ	現 行	修 正 案
2 2 4	<p>5 1 0 - 1 食料及び日用品の確保</p> <p>1 緊急物資の確保計画量 県及び市町村は、別に定める各品目ごとの<u>推定必要量</u>を確保するよう努めるものとする。</p>	<p>5 1 0 - 1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保</p> <p>1 緊急物資の確保計画量 県及び市町村は、別に定める各品目ごとの<u>必要量</u>を確保するよう努めるものとする。</p>
2 2 4	<p>2 県</p> <p>(2) 緊急物資の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した<u>緊急物資保有者</u>とする。これによっても不足するときは、<u>県内の他の緊急物資保有者又は県外の緊急物資保有者</u>から調達する。</p> <p>(3) <u>緊急物資の輸送は事情の許す限り当該物資調達先に依頼する</u>。当該物資調達先に依頼できないときは、輸送計画の定めるところにより輸送する。</p>	<p>2 県</p> <p>(2) 緊急物資の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した<u>物資保有者</u>とする。これによっても不足するときは、<u>他の物資保有者</u>から調達する。</p> <p>(3) <u>緊急物資の輸送は当該物資調達先に依頼する</u>。当該物資調達先に依頼できないときは、輸送計画の定めるところにより輸送する。</p>
2 2 5	<p>(4) 災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて<u>協定した緊急物資保有者の緊急物資の在庫量の把握</u>を行う。</p> <p>(5) 知事は、<u>調達が困難な緊急物資</u>について、<u>国に対し調達又はあつせんを要請する</u>。</p> <p>(6) 必要に<u>応じ保管命令、収容等物資の供給を確保する措置を講ずる</u>。</p> <p>(7) 知事は、<u>他の都道府県知事とあらかじめ締結した災害時の応援に関する協定に基づき、緊急物資等の提供及びあつせんを要請する</u>。</p>	<p>(4) 災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて、<u>協定を締結した物資保有者の緊急物資の在庫量の把握</u>を行う。</p> <p>(5) 知事は、<u>必要量の調達が困難な緊急物資</u>について、<u>国に対して、調達又はあつせんを要請する</u>。</p> <p>(6) 必要に<u>応じて、保管命令、収用等物資の供給を確保する措置を講ずる</u>。</p> <p>(7) 知事は、<u>国に対する応援要請によっても緊急物資が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、緊急物資の調達を要請する</u>。</p>
2 2 5	<p>3 市町村</p> <p>(2) 緊急物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した<u>緊急物資保有者</u>とする。これによって調達できないときは、<u>他の緊急物資保有者</u>から調達する。市町村長は、必要に応じ次の事項を示して県に調達、又はあつせんを要請する。</p>	<p>3 市町村</p> <p>(2) 緊急物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した<u>物資保有者</u>とする。これによって調達できないときは、<u>他の物資保有者</u>から調達する。市町村長は、必要に応じ次の事項を示して県に調達、又はあつせんを要請する。</p>
2 2 5	<p>5 1 0 - 2 給水活動</p> <p>1 県</p> <p>(1) 知事は、市町村から飲料水の調達について、あつせんの要請があつたときは、<u>あらかじめ協定を締結した他の都道府県知事に対し、飲料水の提供及びあつせんを要請するとともに、隣接市町</u></p>	<p>5 1 0 - 2 給水活動</p> <p>1 県</p> <p>(1) 知事は、市町村から飲料水の調達について、あつせんの要請があつたときは、<u>相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、飲料水の提供及びあつせんを要請するとともに、隣接市町村、自</u></p>

ページ	現 行	修 正 案
226	<p>村、自衛隊又は国に対し協力を要請する。</p> <p>510-4 医療救護活動</p> <p>1 医療救護活動の基本方針</p> <p>(1) 市町村は、市町村域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお救護病院を確保できない場合及び管内に救護病院がない場合には仮設救護病院を設置する。</p> <p>(追加)</p> <p><u>(3)～(4) 略</u></p>	<p>衛隊又は国に対し協力を要請する。</p> <p>510-4 医療救護活動</p> <p>1 医療救護活動の基本方針</p> <p>(1) 市町村は、<u>当該市町村域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお救護病院を確保できない場合及び管内に救護病院がない場合には仮設救護病院を設置する。</u></p> <p><u>(3) 県は、県内での対応が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送(以下「広域医療搬送活動」という。)するとともに、被災地外からの救護班受入による治療を実施する。</u></p> <p><u>(4)～(5) 略</u></p>
227	<p>3 県</p> <p>(1) 知事は、市町村から医師及び医療従事者(以下「医師等」という。)の派遣の要請があったときは医師等に対する協力要請派遣のため必要な措置を講ずる。この場合原則として県内の医師等をあてるものとする。また、知事は、必要に応じて日本赤十字社静岡県支部、<u>他の都道府県又は国</u>に対して派遣を要請する。</p>	<p>3 県</p> <p>(1) 知事は、市町村から医師及び医療従事者(以下「医師等」という。)の派遣の要請があったときは医師等に対する協力要請派遣のため必要な措置を講ずる。この場合原則として県内の医師等をあてるものとする。また、知事は、必要に応じて<u>国、全国知事会又は日本赤十字社静岡県支部</u>に対して派遣を要請する。</p>
228	<p>4 市町村</p> <p>(5) 医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに<u>県災害対策支部</u>に調達・あっせんを要請する。</p> <p>(7) 市町村長は、救護病院において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示して県に派遣を要請する。</p> <p>イ 必要な<u>応援班数</u></p> <p>エ <u>応援班の派遣場所</u></p>	<p>4 市町村</p> <p>(5) 医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに<u>県</u>に調達・あっせんを要請する。</p> <p>(7) 市町村長は、救護病院において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示して県に派遣を要請する。</p> <p>イ 必要な<u>救護班数</u></p> <p>エ <u>救護班の派遣場所</u></p>
229	<p>510-7 がれき・残骸物処理</p> <p>2 県</p> <p>(4) 処理方法の市町村への周知</p> <p>がれき・残骸物の処理を円滑に推進するため、「静岡県がれき・残骸物処理マニュアル」等による<u>「がれき・残骸物の処理方</u></p>	<p>510-7 がれき・残骸物処理</p> <p>2 県</p> <p>(4) 処理方法の市町村への周知</p> <p>がれき・残骸物の処理を円滑に推進するため、「静岡県がれき・残骸物処理マニュアル」等による<u>「がれき・残骸物の処理方</u></p>

ページ	現 行	修 正 案
<p>2 2 9</p> <p>2 3 0</p> <p>2 3 0</p> <p>2 3 1</p> <p>2 3 2</p> <p>2 3 3</p>	<p>針」を被災市町村へ周知し、対応状況の把握・助言を行う。</p> <p>3 市町村</p> <p>(7) がれき・残骸物の処理の実施 県が示す<u>処理指針</u>に基づき、また事前に策定した市町村がれき・残骸物処理計画に則し、被災状況を勘案した上で、がれき・残骸物の処理を実施する。</p> <p>5 1 0 - 8 防疫活動</p> <p>1 県</p> <p>(3) <u>知事は、市町村に対して、法に基づき汚染場所・物件の消毒及びねずみ族・昆虫の駆除の指示をする。</u></p> <p>5 1 0 - 1 0 応急住宅の確保</p> <p>2 県</p> <p>(6) 応急住宅の入居者の認定及び管理 知事は、応急住宅の入居者の認定及び管理について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。入居者の認定に当たっては、一人暮らしの高齢者や障害のある人等、災害時要援護者を優先的に入居させる<u>などの配慮に努める。</u></p> <p>5 1 0 - 1 1 ボランティア活動への支援</p> <p>2 県</p> <p>(2) 静岡県災害ボランティア支援センターの設置及び運用 ア 県は、災害対策本部の支部を設置した場合、あらかじめ定めた施設にボランティア団体等と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請及びボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う静岡県災害ボランティア支援センターを設置する。</p>	<p>針」(以下「<u>処理方針</u>」という。)を被災市町村へ周知し、対応状況の把握・助言を行う。</p> <p>3 市町村</p> <p>(7) がれき・残骸物の処理の実施 県が示す<u>処理方針</u>に基づき、また事前に策定した市町村がれき・残骸物処理計画に則し、被災状況を勘案した上で、がれき・残骸物の処理を実施する。</p> <p>5 1 0 - 8 防疫活動</p> <p>1 県</p> <p>(3) <u>知事は、法第 28 条第 2 項に基づき汚染場所・物件の消毒及びねずみ族・昆虫の駆除を実施し、又は市町村に対しその措置を指示する。</u></p> <p>5 1 0 - 1 0 応急住宅の確保</p> <p>2 県</p> <p>(6) 応急住宅の入居者の認定及び管理 知事は、応急住宅の入居者の認定及び管理について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。入居者の認定に当たっては、一人暮らしの高齢者や障害のある人等、災害時要援護者を優先的に入居させる<u>と共に、従前地区のコミュニティの維持に配慮するよう努める。</u></p> <p>5 1 0 - 1 1 ボランティア活動への支援</p> <p>2 県</p> <p>(2) 静岡県災害ボランティア支援センターの設置及び運用 ア 県は、災害対策本部の<u>方面本部</u>を設置した場合、あらかじめ定めた施設にボランティア団体等と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請及びボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う静岡県災害ボランティア支援センターを設置する。</p>

ページ	現 行	修 正 案
236	<p>第12章 被災者の生活再建等への支援 計画の内容 512-2 実施事項 2 県又は市町村が民間の協力を得て実施する事項 (2) り災母子・寡婦世帯に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け ウ 貸付額 「母子及び寡婦福祉施行令」第6条に規定する額</p>	<p>第12章 被災者の生活再建等への支援 計画の内容 512-2 実施事項 2 県又は市町村が民間の協力を得て実施する事項 (2) り災母子・寡婦世帯に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け ウ 貸付額 「母子及び寡婦福祉施行令」第7条に規定する額</p>
237 237 238	<p>第13章 県有施設及び設備等対策 計画の内容 513-1 県防災行政無線 3 <u>支部局</u>等の機能確保 (1) <u>支部</u>・土木多重局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間を短縮し、保守要員により復旧措置を講ずる。 4 市町村及び他機関端末局 (2) 障害が発生したときは孤立防止用無線、防災相互無線、市町村<u>広域無線</u>及び消防<u>全県共通無線</u>等を使用して応急回線を設定し、<u>支部</u>と市町村、<u>支部</u>と県庁の間の通信を確保する。 513-3 公共施設等 6 <u>災害応急対策上重要な庁舎等</u> (1) 被害状況の把握 本部(県庁)、<u>支部(総合庁舎)</u>及びその他防災上重要な庁舎の施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。</p>	<p>第13章 県有施設及び設備等対策 計画の内容 513-1 県防災行政無線 3 <u>総合庁舎局</u>等の機能確保 (1) <u>総合庁舎</u>・土木多重局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間を短縮し、保守要員により復旧措置を講ずる。 4 市町村及び他機関端末局 (2) 障害が発生したときは孤立防止用無線、防災相互無線、市町村<u>地域防災無線</u>及び消防<u>無線(県内共通波)</u>等を使用して応急回線を設定し、<u>方面本部</u>と市町村、<u>方面本部</u>と県庁の間の通信を確保する。 513-3 公共施設等 6 <u>本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎等</u> (1) 被害状況の把握 本庁、<u>総合庁舎</u>及びその他災害応急対策上重要な庁舎の施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。</p>

ページ	現 行	修 正 案
<p>2 4 4</p> <p>2 4 5</p> <p>2 4 5</p> <p>2 4 6</p>	<p><u>第6編 復旧・復興対策</u></p> <p>第1章 防災関係機関の活動 計画の内容</p> <p>6 1 - 4 防災関係機関</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>(4) 厚生労働省東海北陸厚生局 <u>国立病院、国立療養所の復旧・復興対策の推進</u></p> <p>(10) 関東東北<u>鉱山</u>保安監督部関東支部 略 (追加)</p> <p>(15) 第三管区海上保安本部 略</p> <p>(16) 東京管区气象台(静岡地方气象台) 津波警報・注意報の通知、津波情報、地震情報(地震予知情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説</p> <p>2 指定公共機関 (追加)</p> <p>(1) 日本郵政公社東海支社 略</p> <p>(2) 東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物 鉄道株式会社 略</p> <p>(3) 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会 社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 略</p> <p>(4) 日本銀行 略</p> <p>(5) 日本赤十字社静岡県支部 略</p> <p>(6) 日本放送協会 略</p> <p>(7) 日本道路公団 略</p> <p>(8) 独立行政法人水資源機構 略</p> <p>(9) 電源開発株式会社 略</p>	<p><u>第6編 復旧・復興対策</u></p> <p>第1章 防災関係機関の活動 計画の内容</p> <p>6 1 - 4 防災関係機関</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>(4) 厚生労働省東海北陸厚生局</p> <p>ア <u>災害状況の情報収集、連絡調整</u></p> <p>イ <u>関係職員の派遣</u></p> <p>ウ <u>関係機関との連絡調整</u></p> <p>(10) 関東東北<u>産業</u>保安監督部 略</p> <p>(11) <u>中部近畿産業保安監督部</u> <u>電気・ガスの保安に関すること</u></p> <p>(16) 東京管区气象台(静岡地方气象台) 略 津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報(東海地 震予知情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説</p> <p>(17) 第三管区海上保安本部 略</p> <p>2 指定公共機関</p> <p>(1) <u>独立行政法人国立病院機構</u> <u>所管する病院における復旧・復興対策の推進</u></p> <p>(2) 独立行政法人水資源機構</p> <p>(3) 日本郵政公社東海支社 略</p> <p>(4) 日本銀行 略</p> <p>(5) 日本赤十字社静岡県支部 略</p> <p>(6) 日本放送協会 略</p> <p>(7) 日本道路公団 略</p> <p>(8) 東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物 鉄道株式会社 略</p> <p>(9) 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会 社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 略</p> <p>(10) 日本通運株式会社 略</p>

ページ	現 行	修 正 案
246	(10) 日本通運株式会社 略 (11) 東京電力株式会社、中部電力株式会社 略	(11) 東京電力株式会社、中部電力株式会社 略 (12) <u>電源開発株式会社</u> 略
255	<p>第8章 被災者の生活再建支援 計画の内容</p> <p>68-1 恒久住宅対策</p> <p>2 県</p> <p>(5) 県営住宅等の供給 ウ 特定優良賃貸住宅等の供給の促進を図る。 エ 静岡県住宅供給公社及び都市基盤整備公団に良質な賃貸住宅及び分譲住宅の供給を要請する。</p> <p>255 3 市町村 (3) 市町村営住宅等の供給 ウ 特定優良賃貸住宅の供給の促進を図る。</p> <p>68-7 相談窓口の設置</p> <p>258 2 県 (1) 震災復興相談センターの開設 発災後の相談ニーズに対して、必要に応じ、<u>各支部単位に震災復興相談センターを設置し、各分野ごとの相談に対応する。</u></p> <p>259 (2) 震災復興相談センターの業務の遂行 イ <u>市町村</u>の相談窓口等と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。</p>	<p>第8章 被災者の生活再建支援 計画の内容</p> <p>68-1 恒久住宅対策</p> <p>2 県</p> <p>(5) 県営住宅等の供給 ウ 特定優良賃貸住宅等の<u>ストック</u>の活用を図る。 エ 静岡県住宅供給公社及び独立行政法人都市再生機構に良質な賃貸住宅及び分譲住宅の<u>ストック</u>の活用を要請する。</p> <p>3 市町村 (3) 市町村営住宅等の供給 ウ 特定優良賃貸住宅の<u>ストック</u>の活用を図る。</p> <p>68-7 相談窓口の設置</p> <p>2 県 (1) 震災復興相談センターの開設 発災後の相談ニーズに対して、必要に応じ、<u>各総合庁舎に震災復興相談センターの窓口を設置し、各分野ごとの相談に対応する。</u></p> <p>(2) 震災復興相談センターの業務の遂行 イ <u>国、市町村、関係機関</u>の相談窓口等と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。</p>

ページ	現 行	修 正 案																																						
2	<p>第1章 総則</p> <p>第5節 防災対策を重点的に充実すべき地域を含む市町村の範囲 防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲については、防災指針において提案されている「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）のめやす」を基準とし、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、ある程度の増減を考慮しながら、具体的な地域を定めるものとする。 この考え方を踏まえ、本県において防災対策を重点的に充実すべき地域は御前崎市、相良町、小笠町及び大東町（以下「関係市町」という。）の全域とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第5節 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲 防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲については、防災指針において提案されている「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）のめやす」を基準とし、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、ある程度の増減を考慮しながら、具体的な地域を定めるものとする。 この考え方を踏まえ、本県において防災対策を重点的に充実すべき地域は、御前崎市、相良町、菊川市及び掛川市（以下「関係市町」という。）において、浜岡原子力発電所から半径10km以内の範囲に全部又は一部が存する自治区等の区域を合わせたものとする。</p>																																						
2 3 4	<p>第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 原子力防災に関し、県、関係市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、静岡県地域防災計画（一般対策編）第1章第3節に定める「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="338 967 1167 1227"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東管区警察局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海財務局(静岡財務事務所)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海北陸厚生局</td> <td>国立病院及び国立療養所における医療救護の実施</td> </tr> <tr> <td>関東農政局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td>1 原子力発電所の安全確保に関する指導監督 2 原子力防災に関する広報及び教育訓練</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 指定公共機関及び指定地方公共機関等</p> <table border="1" data-bbox="338 1299 1167 1390"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(社)静岡県病院協会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所掌事務	関東管区警察局	(略)	東海財務局(静岡財務事務所)	(略)	東海北陸厚生局	国立病院及び国立療養所における医療救護の実施	関東農政局	(略)	中部経済産業局	1 原子力発電所の安全確保に関する指導監督 2 原子力防災に関する広報及び教育訓練	機関名	所掌事務	(社)静岡県病院協会	(略)	(追加)		<p>第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 原子力防災に関し、県、関係市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、静岡県地域防災計画（一般対策編）第1章第3節に定める「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1200 967 2029 1227"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東管区警察局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海財務局(静岡財務事務所)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海北陸厚生局</td> <td>1 災害状況の情報収集、連絡調整 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>関東農政局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td>原子力災害現地対策本部等の支援</td> </tr> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部</td> <td>原子力災害現地対策本部等の支援</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 指定公共機関及び指定地方公共機関等</p> <table border="1" data-bbox="1200 1299 2029 1390"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(社)静岡県病院協会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(独)国立病院機構</td> <td>国の開設する病院における医療救護の実施</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所掌事務	関東管区警察局	(略)	東海財務局(静岡財務事務所)	(略)	東海北陸厚生局	1 災害状況の情報収集、連絡調整 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整	関東農政局	(略)	中部経済産業局	原子力災害現地対策本部等の支援	中部近畿産業保安監督部	原子力災害現地対策本部等の支援	機関名	所掌事務	(社)静岡県病院協会	(略)	(独)国立病院機構	国の開設する病院における医療救護の実施
機関名	所掌事務																																							
関東管区警察局	(略)																																							
東海財務局(静岡財務事務所)	(略)																																							
東海北陸厚生局	国立病院及び国立療養所における医療救護の実施																																							
関東農政局	(略)																																							
中部経済産業局	1 原子力発電所の安全確保に関する指導監督 2 原子力防災に関する広報及び教育訓練																																							
機関名	所掌事務																																							
(社)静岡県病院協会	(略)																																							
(追加)																																								
機関名	所掌事務																																							
関東管区警察局	(略)																																							
東海財務局(静岡財務事務所)	(略)																																							
東海北陸厚生局	1 災害状況の情報収集、連絡調整 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整																																							
関東農政局	(略)																																							
中部経済産業局	原子力災害現地対策本部等の支援																																							
中部近畿産業保安監督部	原子力災害現地対策本部等の支援																																							
機関名	所掌事務																																							
(社)静岡県病院協会	(略)																																							
(独)国立病院機構	国の開設する病院における医療救護の実施																																							

静岡県地域防災計画(原子力対策編) 修正新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案								
4	<p>4 消防機関</p> <table border="1" data-bbox="340 236 1167 395"> <thead> <tr> <th data-bbox="340 236 719 264">機関名</th> <th data-bbox="719 236 1167 264">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="340 264 719 395">相良町・御前崎市広域消防施設組合 小笠地区消防組合消防本部</td> <td data-bbox="719 264 1167 395"> 1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 緊急時医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所掌事務	相良町・御前崎市広域消防施設組合 小笠地区消防組合消防本部	1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 緊急時医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力	<p>4 消防機関</p> <table border="1" data-bbox="1202 236 2029 395"> <thead> <tr> <th data-bbox="1202 236 1581 264">機関名</th> <th data-bbox="1581 236 2029 264">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1202 264 1581 395">相良町・御前崎市広域消防施設組合 菊川市消防本部 掛川市消防本部</td> <td data-bbox="1581 264 2029 395"> 1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 緊急時医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所掌事務	相良町・御前崎市広域消防施設組合 菊川市消防本部 掛川市消防本部	1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 緊急時医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力
機関名	所掌事務									
相良町・御前崎市広域消防施設組合 小笠地区消防組合消防本部	1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 緊急時医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力									
機関名	所掌事務									
相良町・御前崎市広域消防施設組合 菊川市消防本部 掛川市消防本部	1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 緊急時医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力									
5	<p>7 関係市町（御前崎市、相良町、<u>小笠町</u>、大東町）</p>	<p>7 関係市町（御前崎市、相良町、<u>菊川市</u>、<u>掛川市</u>）</p>								

ページ	現 行	修 正 案
7	<p>第2章 原子力災害予防対策</p> <p>第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理</p> <p>1 協 議</p> <p>県は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、直ちに原災法第7条第2項に基づき<u>相良町、小笠町及び大東町</u>(以下「<u>関係周辺町</u>」という。)に計画案を送付し、相当の期限を定めて、<u>関係周辺町</u>の意見を聴き必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。</p> <p>2 届 出</p> <p>(1) 県は、原子力事業者からその原子力防災組織の原子力防災要員の現況について届け出があった場合、<u>関係周辺町</u>に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。</p> <p>(2) 県は、原子力事業者から原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届け出があった場合、<u>関係周辺町</u>に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。</p> <p>(3) 県は、原子力事業者から放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届け出があった場合、<u>関係周辺町</u>に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。</p>	<p>第2章 原子力災害予防対策</p> <p>第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理</p> <p>1 協 議</p> <p>県は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、直ちに原災法第7条第2項に基づき<u>相良町、菊川市及び掛川市</u>(以下「<u>関係周辺市町</u>」という。)に計画案を送付し、相当の期限を定めて、<u>関係周辺市町</u>の意見を聴き必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。</p> <p>2 届 出</p> <p>(1) 県は、原子力事業者からその原子力防災組織の原子力防災要員の現況について届け出があった場合、<u>関係周辺市町</u>に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。</p> <p>(2) 県は、原子力事業者から原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届け出があった場合、<u>関係周辺市町</u>に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。</p> <p>(3) 県は、原子力事業者から放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届け出があった場合、<u>関係周辺市町</u>に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。</p>

